

官報号外

平成二十八年三月三十一日

○ 第百九十四回 参議院会議録第十七号

平成二十八年三月三十一日(木曜日)

午後四時十一分開議

○議事日程 第十七号
平成二十八年三月三十一日
午後四時開議

第一 地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○本日の会議に付した案件

一、日程第一
一、國立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定について承認を求めるの件(衆議院送付)

一、平成二十八年度における公債の発行の特例に関する法律案(大久保勉君外七名発議)

平成二十八年三月三十一日 参議院会議録第十七号

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案
開発機構法の一部を改正する法律案

で五年間延長する措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、提出者衆議院災害対策特別委員長より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕
長小見山幸治君

ます、委員長の報告を求めます。経済産業委員

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕
○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。

〔投票終了〕
○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。
投票総数 二百三十八
賛成 二百三十八
反対 〇

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) この際、日程に追加して、國立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。

〔投票開始〕
○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。

〔投票終了〕

〔投票開始〕
○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数

一百三十七
一百三十七

賛成

反対

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

投票者氏名は本号末尾に掲載

○議長(山崎正昭君) この際、日程に追加して、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(山崎正昭君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長神本美恵子君。

[審査報告書及び議案は本号末尾に掲載]

○神本美恵子君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業を創設するとともに、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げる等の措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院におきまして、政府は、財源を確保します。

保しつつ、幼稚園教諭、保育士及び放課後児童健全育成事業に従事する者等の処遇の改善に資するための所要の措置並びに教育・保育その他の子ども・子育て支援に係る人材確保のための所要の措置を講ずるものとすること等を内容とする修正が行われております。

委員会におきましては、幼児期の教育・保育の重要性、子育て支援における企業の役割、事業所内保育所に対する行政の支援及び関与の在り方、保育士の待遇改善の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了した後、生活の党と山本太郎となかまたちの山本委員より、政府は、保育士の待遇の改善に係る措置として、その給与の水準が国の常勤の職員である保育士の給与の水準に達しない保育士に係るその格差の是正のための措置を講ずることを明記すること及び政府は、公的機関が保有する土地、建物等の活用を図るために措置等を講ずるものとする内容とする修正案が提出されました。

次いで、討論に入りましたところ、日本共産党の田村委員より反対の旨の意見が述べられました。

○議長(山崎正昭君) 御異議ないと認めます。

[投票者氏名は本号末尾に掲載]

質疑を終了した後、生活の党と山本太郎となかまたちの山本委員より、政府は、保育士の待遇の改善に係る措置として、その給与の水準が国の常勤の職員である保育士の給与の水準に達しない保育士に係るその格差の是正のための措置を講ずることを明記すること及び政府は、公的機関が保有する土地、建物等の活用を図るために措置等を講ずるものとする内容とする修正案が提出されました。

○議長(山崎正昭君) この際、日程に追加して、踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(山崎正昭君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長金子洋一君。

[審査報告書及び議案は本号末尾に掲載]

○神本美恵子君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業を創設するとともに、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げる等の措置を講じようとするものであります。

本法律案は、子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業を創設するとともに、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げる等の措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院におきまして、政府は、財源を確保します。

道路管理者が地方踏切道改良協議会を組織することができるごとにとするほか、道路協力団体制度の創設等の措置を講じようとするものであります。委員会におきましては、法改正の意義、踏切事務の防止に向けた取組、踏切道の改良に係る地域関係者の合意形成、道路協力団体制度の運用の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたしました。

○議長(山崎正昭君) 本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたしました。

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたしました。

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたしました。

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたしました。

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたしました。

(号外)

<p>○議長(山崎正昭君) この際、日程に追加して、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)を議題とする」と御異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>○議長(山崎正昭君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員長佐藤正久君。</p> <p>〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕</p> <p>〔佐藤正久君登壇、拍手〕</p> <p>○佐藤正久君 ただいま議題となりました在日米軍駐留経費負担に係る特別協定につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。</p> <p>この協定は、現行の特別協定の有効期間が本年三月三十日までとなつていてことに鑑み、我が国の一〇一六年から二〇二〇年までの会計年度において、在日米軍従業員に対する基本給等の支払に要する経費、在日米軍が公用のため調達する電気等の料金又は代金の支払に要する経費、及び我が国の要請に基づき、在日米軍が訓練を移転する場合の追加的に必要となる経費を、引き続き、我が国が負担することを規定することとも、米国がこれらの経費の節約に一層努めること等について規定するものであります。</p> <p>委員会におきましては、在日米軍従業員の安定的雇用の確保と我が國労働法制の適用、日米の経</p>	
<p>濟財政状況の変化を踏まえた駐留経費負担の在り方、接受国支援の諸外国との比較、我が国の駐留経費負担に対する米国の認識と評価、労務費負担に対する政府の認識、在日米軍駐留の意義等について質疑が行わましたが、詳細は会議録によつて御承知願います。</p> <p>質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党の井上委員より反対、各派に属しない議員の糸数委員より反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。</p> <p>次いで、採決の結果、本件は多数をもつて承認すべきものと決定いたしました。</p> <p>以上、御報告申し上げます。(拍手)</p> <p>〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕</p> <p>○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。</p> <p>〔投票開始〕</p> <p>○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたしました。</p> <p>〔投票終了〕</p> <p>○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたしました。</p> <p>〔大冢敏志君登壇、拍手〕</p> <p>○大冢敏志君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。</p> <p>まず、大久保勉君外七名発議の平成二十八年度における公債の発行の特例に関する法律案は、平成二十八年度における国の財政収支の状況に鑑み、同年度の適切な財政運営に資するため、同年度における公債の発行の特例に関する措置を定めようとするものであります。</p> <p>次に、政府提出の東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律案は、東日本大震災からの復興のために実施する施策に必要な財源を確保するため、復興債の発行期間を延長する等の措置を講ずます。</p> <p>〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕</p> <p>〔拍手〕</p> <p>投票総数 賛成 二百三十九 反対 十五</p> <p>よつて、本件は承認することに決しました。</p> <p>〔拍手〕</p>	
<p>○議長(山崎正昭君) この際、平成二十八年度における公債発行の特例に関する法律案(大久保勉君外七名発議)</p> <p>東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)</p> <p>以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>○議長(山崎正昭君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。財政金融委員長大冢敏志君。</p> <p>〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕</p> <p>○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。</p> <p>〔投票開始〕</p> <p>○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたしました。</p> <p>〔投票終了〕</p> <p>○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたしました。</p> <p>〔大冢敏志君登壇、拍手〕</p> <p>○大冢敏志君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。</p> <p>まず、大久保勉君外七名発議の平成二十八年度における公債の発行の特例に関する法律案は、平成二十八年度における国の財政収支の状況に鑑み、同年度の適切な財政運営に資するため、同年度における公債の発行の特例に関する措置を定めようとするものであります。</p> <p>次に、政府提出の東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律案は、東日本大震災からの復興のために実施する施策に必要な財源を確保するため、復興債の発行期間を延長する等の措置を講ずます。</p> <p>〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕</p> <p>〔拍手〕</p> <p>投票総数 賛成 二百三十九 反対 十五</p> <p>よつて、本件は承認することに決しました。</p> <p>〔拍手〕</p>	
<p>○議長(山崎正昭君) 平成二十八年度における公債発行の特例に関する法律案(大久保勉君外七名発議)</p> <p>これまでの間の各年度における公債発行の特例措置を講じようとするものであります。</p> <p>委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、一つの法律案で復興財源確保法と特例公債法の改正を行う問題点、複数年度にわたる特例公債の発行を規定することの是非、プライマリーバランス黒字化目標の達成に向けた道筋等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に記載されています。</p> <p>質疑を終了し、討論に入りましたところ、民進党・新緑風会を代表して礪崎哲史委員より、大久保勉君外七名発議の平成二十八年度特例公債法案に賛成、政府提出の復興財源確保法及び特例公債法改正案に反対、日本共産党を代表して小池晃委員より、政府案に反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。</p> <p>質疑を終了し、討論に入りましたところ、民進党・新緑風会を代表して礪崎哲史委員より、大久保勉君外七名発議の平成二十八年度特例公債法案に賛成、政府提出の復興財源確保法及び特例公債法改正案に反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。</p> <p>討論を終了し、順次採決の結果、大久保勉君外七名発議の平成二十八年度特例公債法案は賛成少数により否決すべきものとし、政府提出の復興財源確保法及び特例公債法改正案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。</p> <p>なお、復興財源確保法及び特例公債法改正案に付し附帯決議が付されております。</p> <p>以上、御報告申し上げます。(拍手)</p> <p>〔白眞勲君登壇、拍手〕</p> <p>○白眞勲君 民進党・新緑風会の白眞勲がござります。</p> <p>私は、会派を代表し、ただいま議題となりました民進党及び生活の党が共同で提出した平成二十八年度における公債の発行の特例に関する法律案</p>	

に賛成の立場から、また、政府提出の東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案に反対の立場から討論を行います。

まず、復興債についてですが、我々は、被災者に寄り添つて震災復興、被災地再生をやり遂げるという立場から、発行期間を五年間延長し、復興財源確保を確かなものとしていくことには賛成の立場であることをはつきり申し上げておきます。

しかし、安倍政権は、震災復興財源確保と毎年の財政赤字を補填するための赤字国債の話を一緒にして法案を出してきました。これは本当に問題であります。去年の安保法制の審議でも十一回にして法案を出してきました。これは本当に問題であります。早く直した方がいいですよ。こうした安倍政権のよこしまでこそくなやり方に、ます強く、強く抗議をするものであります。

この震災の関係においても、放射線量の見通し、住民の帰還の意向、産業ビジョンなど様々な課題が山積しており、その費用に見合った財源の確保に議論が必要であります。さらには、高速道路の復旧工事において談合した疑いが明らかにならぬなど、様々な課題も山積しております。

しかし、それをほとんど議論もしないような法律の出し方は、口では被災者に寄り添うと言つておきながら、実際には被災者をないがしろにしているのではないか、そういうふうにしか言ひようがありません。これが安倍政権の方針なのでしょうか。政府には猛省を促すものであります。

さて、特例公債の発行期間を五年間可能にするとのことについてですが、それについては我々は断固反対であるということを明確に申し上げてお

ります。
政府側は、本法案について、民主党政権末期に、二〇一二年度から二〇一五年度まで四年間特例公債発行を容認する法律を成立させたことと同じ説明をしました。しかし、そのときと現在とでは全く状況が異なります。二〇一二年当時は、政権側が特例公債発行を容認する期限のところまでの財政再建に向けた具体的な枠組みの下で、なおかつ三党合意という安定的な枠組みの下でのプランが担保されていました。したがって、財政再建に向けた歩みがこの三年間着実に進むという前提の中でそうした対応を進めました。

しかし、この度の法案は、単に特例公債を五年間発行可能とするというだけであり、財政健全化に向け責任あるプランは全く示されておりません。昨年六月の経済財政運営と改革の基本方針二〇一五の中、一応経済・財政計画なるものが示されました。されましたが、それは非常に甘い前提に基づいたものにすぎません。

何が甘いのか。民主党政権下の二〇一二年八月の中長期試算では、今で言うベースラインケースを基本としていました。それは、国民生活を左右する経済財政運営の見通しは堅く見積もることが適当であるという考え方からであり、国家経営上、当然の態度であったと思います。

一方、安倍政権は、経済再生ケースを基本にしています。経済再生の実績を出しているなら変更することにも納得がいきます。しかし、これまでの安倍政権の経済財政運営の実績はほぼベースラインケースどおりじやありませんか。実質経済成長率については、日本再興戦略で十年間の平均を二%程度にすることを掲げていました。でも、現実はどうか。二〇一二年十一月期から二〇一五年十一月期において、年平均でたつた

○・六%しか成長していないじゃありませんか。安倍総理は、アベノミクスにより税収が大幅に増え、新規国債発行額が税収を上回るという異常な状態を解消することができたと、さも財政健全化が進んでいるかのような国会答弁を繰り返しています。でも、二〇一二年八月の中長期試算でも、二〇一四年度には歳出と税収等との差額を税収が完全に上回る姿が示されていましたし、事実そうなりました。リーマン・ショックから徐々に回復していくれば、税収が新規国債発行額を上回る状態になることは前から予想されていたことなのです。

結局、安倍政権の実績とベースラインケースとが大きく異なるのは物価上昇率と名目長期金利だけであり、それにより、試算よりも歳出が伸びず助かっているというのが現実の姿なのです。それでも、日本銀行による異次元緩和、国債の爆買いの結果にすぎません。その異次元緩和ももう限界に来ていることもはつきりしています。つまり、安倍政権は、実績をはるかに上回るずさんな計画に基づいてだけでなく、異次元緩和の限界といいうリスクを無視して財政健全化の議論を行つてゐるのです。そろそろアベノミクスは失敗したとお認めになつたらいがでしょうか。本当に、国家国民のことを考えず、政局ばかりに目が向いている総理には愕然といたします。

麻生大臣と同じ派閥の大先輩で、なおかつ大臣が初当選したときの総理大臣であつた大平大臣が、昭和五十一年当時、この特例公債の発行について毎年議論することの必要性について、このように答弁されています。私どもといたしましては、毎年毎年、こういう特例公債論議というものに、内閣は総辞職をするべきであります。

て正しいのではないかと考えております。まさに真つ当な考え方だと思いますが、ちょうど四十年後に、まさか自分の後輩が、毎年毎年どころか何と五年まとめて出してくるなんて、誰が想像したのでありますか。

さらに、今年の参議院選挙を前にして消費税率上げ再延期を言い出しましたが、安倍総理の責任感の欠如には驚き、あきれぱかりであります。総理はこう語っています。平成二十九年四月から思ひ出してください。二〇一四年十一月に、安倍総理はこう語っています。平成二十九年四月から確実に消費税を引き上げることといたします。今回のような景気判断による延期を可能とする景気判断条項は削除いたします。本当にあと三年で景気が良くなるのか、それをやり抜くのが私たちの使命であり私たちの経済政策でありますとどや顔で語り、さらに、再び延期はしないと断言すると語つたのではないでしょうか。経済状況次第で増税延期に道を開く景気条項を消費増税法から削除するよう命じたのもその決意の表れだつたんじゃないのでしょうか。衆議院総選挙まで行つたのは一体何だつたのでしょうか。

アベノミクスはうまくいっているが、世界経済が停滞しているので消費税引上げを再延期せざるを得ないなどといつたへ理屈はもう通りません。アメリカの実質経済成長率はプラス、ヨーロッパもプラス、中国も緩やかに減速しているもののプラスであり、主要国でマイナス成長を直近で記録しているのは日本だけなんですよ。中国の経済が落ちるのは織り込み済みです。むしろ、日本経済の低迷が意外だったという意見もあるくらいです。人のせいにしないでもらいたい。

消費税引上げを再延期するなら、そもそもアベノミクスの失敗も認め、国民に謝罪すると同時に、内閣は総辞職をするべきであります。

官 報 (另 外)

安倍総理は、もう一つ罪深い所業を行つていま
す。三党合意という財政健全化に向けた安定的な
枠組みを破壊したことです。

に建設国債を乱発し、不要不急の公共事業を大規模に行ってきました。加えて、少子高齢化で財政状況が苦しくなることが明らかであつたにもかかわらず、國民に不人気な歳出削減、増税を先送りし、赤字国債という禁じ手を使い続けてきました。その結果、昨今は、もはや赤字国債の発行なくして國家經營が不可能な経済財政状況に陥ってしまったのです。そうした過去のみ込み、次世代、将来世代にツケを回すことはできないという一心で三党が歩み寄つてできた枠組みを、安倍政権は党利党略でいとも簡単に破壊したのです。

さらに、新年度予算が二十九日に成立しましたが、既に翌日には、新たな経済政策という報道が出ています。何ですか、これつて。二か月間、国会で熱心に予算審議してやつと成立した途端、翌日にはもつと必要だと声が上がる。つまり、来年度予算はこれでやりましょうと国会が判断した翌日には、政府内で既に景気対策を十兆円規模で一度にどかんとやればいいとの案が出ているとの報道です。国会をばかにしていませんか。

そもそもこの金、どこにあるのですか。まさか赤字国債出すわけじゃないでしようね。ちょうど外では桜が満開、花咲かじいさんの犬、ここ掘れワンワンみたいに、穴を掘つたらお金が出てくるのでしょうか。お札を刷る機械を持っている日銀に頼んでお金を刷らせるんじゃないのでしょうか。
か。
借金することだけ先に決めてしまう、そして、何か言われると、民主党政権ではと人のせいにす
る。大体、さんざ散らかし放題散らかしたのは過

去の自民党政権じゃなかつたのでしようか。それをおこちらは一生懸命処理していたんですよ。消えた年金なんかどういやありませんか。この民主党に対しても、ちゃんと片付けていないと批判していくようなものですよ。こんな無責任な安倍政権にはくみができるわけがありません。

○議長(山崎正昭君) 次に、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。

○山本博司君登壇、拍手)
〔山本博司君登壇、拍手〕
山本博司君　ただいま議題となりました放送法
第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの
件につきまして、総務委員会における審査の経過
と結果を御報告申し上げます。本件は、日本放送
協会の平成二十八年度収支予算、事業計画及び資
金計画について、国会の承認を求めるものであり
ます。

我々民進党は、未来への責任を果たす政治を実現するため、国民無視で政局しか頭にない安倍総理の退陣に向け、参議院選挙に勝利することを国民の皆様にお約束して、私の討論を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長山崎正昭君)間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。
〔投票終了〕

○講長(山崎正晴君) 投票の結果を報告いたします。

木村新利和議員（ひのきむら しんりやく）：貴重な研究でござ
る。さるに、新年度予算が二十九日に成立しました
が、既に翌日には、新たな経済政策という報道が
出ています。アーヴィング・スコット

出でています。何ですか、これで二ヶ月間会で熱心に予算審議してやっと成立した途端、翌日にはもつと必要だと声が上がる。つまり、来年度予算はこれでやりましょうと国会が判断した翌

日には、政府内で既に景気対策を兆円規模で一度にどかんとやればいいとの案が出ていたとの報道です。国会をばかにしていませんか。

そもそもこの金、どこにあるのですか。まさか赤字国債出すわけじゃないでしょうね。ちょうど外では桜が満開、花咲かじいさんの犬、ここ掘れワンワンみたいに、穴を掘つたらお金が出てくるのでしょうか。お札を刷る機械を持っている日銀に頼んでお金を刷らせるんじゃないのでしょう

か。
借錢することだけ先に決めてしまう、そして、何か言われると、民主党政権ではと人のせいにす
る。大体、さんざ散らかし放題散らかしたのは過

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

投票総数
一百三十九
賛成
反対
よつて、本案は否決されました。
(拍手)

本博司君。 まず、委員長の報告を求めます。 総務委員長山

○議長(山崎正昭君) この際、日程に追加して、放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君)この際、日程に追加して、放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(衆議院美才)を議題とする。ことに別段異議なし。

投票総数	一百三十八
賛成	百五十三
反対	八十五

二年目として、公共放送の原点を堅持し、公平公正で正確、迅速な報道、国際社会の日本への理解の促進、4K、8K等の推進、受信料の支払率の向上等に取り組むとしております。

なお、本件につきましては、総務大臣から、収支予算等についてはおおむね妥当なものと認められるしながら、子会社を含むグループ全体としての改革に取り組むこと、国民・視聴者への説明責任を果たしていくことが必要である旨の意見が付されております。

委員会におきましては、関連団体の不祥事と再発防止策、受信料の公平な負担の実現、放送の不偏不党及び自律の確保、インターネット活用業務の現状と課題、放送センター建て替えの検討状況等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、民進党・新緑風会を代表して石上俊雄理事、日本共産党を代表して吉良よし子委員、社会民主党・護憲連合を代表して又市征治委員より、それぞれ反対する旨の意見が述べられました。

〔山本博司君登壇、拍手〕
○山本博司君登壇、拍手
第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。本件は、日本放送協会の平成二十八年度收支予算、事業計画及び資

討論を終局し、採決の結果、本件は多数をもつて承認すべきものと決定いたしました。

なお、本件に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（山崎正昭君） 本件に対し、討論の通告がござります。順次発言を許します。難波獎二君。

〔難波獎二君登壇、拍手〕

○難波獎二君 民進党・新緑風会の難波獎二であります。

私は、会派を代表し、ただいま議題となりました平成二十八年度NHK予算案に対し、反対の立場から討論を行います。

冒頭、放送法に対する政府の姿勢について、一言申し述べておきます。

高市総務大臣は過日の衆議院予算委員会で、放送事業者が極端なことをして行政指導をしても全く改善しない場合、何の対応もしないとは約束できない、違反した場合の罰則規定も用意されていないことで実効性を担保すると考えていると述べ、テレビ局の放送を止める停波の可能性に言及しました。

政府が政治的公平を判断基準として放送事業に介入できるとしている姿勢や、これまでよりも大臣の権限を前面に押し出していることは、放送法第一条における放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図るという目的を逸脱するものと考えます。

日本においては、放送局の免許の許認可権限は総務省が持ち、放送法や電波法の所管もまた総務省にあります。そうであるからこそ、放送法の運用は抑制的に行うべきであり、放送番組の編集は放送事業者が自律的に行うべきものでなければなりません。

そもそも、放送法は、戦時に放送が国策宣伝機関化した反省を踏まえ、放送局は政府とは独立した情報を国民・視聴者に提供しなければならないという思想の下に制定されたものです。それゆえ、放送法第一条において、放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保することを規定しているのです。

放送法により設立されたNHKは、国が直接管理経営を行う国営放送ではなく、公共の福祉のために放送を行う公共放送であるとの認識を強く求めます。

さて、平成二十六年一月二十五日にNHK会長として糸井現会長が就任されてから二年が経過いたしました。就任当初からその資質に疑問符が付く言動を繰り返してきた糸井会長の下で、NHKの混迷が続いています。

昨年は、会長のハイヤーの私的利用の問題、報道番組「クローズアップ現代」において事実に基づかない報道が行われたことなどが発覚いたしました。このような状況もあり、糸井会長の就任以来、平成二十六年度及び平成二十七年度のNHK予算是全会一致とはなりませんでした。

にもかかわらず、昨年から本年にかけて、またも信頼を揺るがすような事案が続発をしておりました。昨年十二月に、NHKの子会社である株式会社NHKアイテックの職員による架空業務発注及び約二億円に上る多額の着服が発覚いたしました。子会社における不祥事は今に始まったことはなく、平成二十六年三月には、株式会社NHKビジネスクリエイトにおける架空売上げ計上事件、株式会社NHK出版における架空外注費計上事件が相次いで報じられました。

直属の機関であるNHK関連団体ガバナンス調査委員会が設置され、五千六百万円にも及ぶ多額の費用を掛けて調査が行われました。しかし、結果として調査委員会ではNHKアイテックにおける不正を見付けることができませんでした。

また、驚くべきことに、このガバナンス調査委員会のほかに、別の監査法人にもほぼ同時期に連団体の不正について四千九百五十万円で調査依頼が行われていたことが今国会で新たに明らかになりました。

合計約一億円の費用は、会長のポケットマネーから支出されたわけではありません。NHKの経営は国民・視聴者の負担する受信料で成り立っています。調査費用も受信料から支出されていることから、結果として一億円の受信料が無駄になつたと言えるのです。

NHKは、アイテック不正事案を受けて、NHKグループ経営改革の方針や構造的な原因究明と再発防止策を次々と発表していますが、その内容たるや、なれ合いを排除したグループ各社の規律ある経営の確立、コンプライアンス、不正防止策の徹底など、至極当たり前のことが並んでいるばかりです。

NHKグループにおいては、これまでの不祥事の反省を踏まえ、数次の改革や制度改正を行いつつ、コンプライアンスの徹底に努めてきたはずであります。また、子会社に関しては、平成十三年の特殊法人等整理合理化計画以降、その在り方の見直しは十分認識されてきたはずであります。にもかかわらず、会長は、一年後になつて明るみに出た四千九百五十万円の内部監査について、役に立つていないことはないなどと答弁しているのです。

さらに、平成二十七年十二月に、株式会社NHKビジネスクリエイトが東京渋谷のNHK放送センター近隣に所在する土地の取得に対し、経営委員会に諮らずに優先交渉権を得た後、土地取得を撤回するという事が発生しました。土地取得に際し優先交渉権を得るためにNHK側が提示した金額は三百五十億円とされ、相場に比べて非常に高い金額となっています。購入資金は元をただせば国民・視聴者の負担する受信料であり、ここまで高額の資産取得にもかかわらず、価格の精査を含めた検討が不十分であつたことは明白であります。

統じて開催された経営委員会は、不動産取引に關わる交渉中の事案であること等を理由に議論の内容は非公開とされています。何より、最終的に土地取得計画の撤回が決定されたのは非公式な役員連絡会の場であり、その議論の状況は公表されていません。検討状況が不透明なままの状態では、国民・視聴者の信頼を得ることができるのはありません。

ここまで申し述べましたことを鑑みるに、現在のNHK執行部には、国民から受信料を受け取り、公共放送を運営しているという自覚や責任感が欠如していると言わざるを得ません。実際の国会での質疑においても既に公表された事実をなぞるのみで、国民に対する説明責任を放棄したとか思えないような対応であります。本日の総務委員会に至つても、糸井会長から国民と国会を愚弄するかのような不規則発言が飛び出したことは遺憾の極みです。

本来こういった事態を立て直すべき執行部自らが不祥事を引き起し、十分な説明を行わず、それが監督・是正する立場にあるはずの経営委員会・監査委員会による歯止めも掛かっていません。

特に、平成二十年四月にはNHKのガバナンス強化を盛り込んだ改正放送法が施行され、経営委員会の権限がより一層明確化されたにもかかわらず、国会での全会一致の承認が三年連続で崩れてしまつたことは、経営委員会の在り方にも問題があることを指摘しておきます。

NHKの優れた放送番組は世界でも第一級の水準にあります。いまだ誰も見ることのできなかつたダイオウイカの雄姿を世界で初めて捉えたのはNHKのクルーでした。この奇跡とも言える成果は十年にも及ぶ取材のたまものであり、世界中から絶賛を受けました。質の高い番組作りは現場の職員の真面目でひたむきな努力のたまものであり、その高い職業意識を支えているのは放送法の理念にほかならないでしょう。現場の職員には、政府や執行部の姿勢に左右されることなく、誇りを持つて職務に励んでほしいと思います。

全視聴者から受信料を徴収するNHKは不偏不党でなければなりません。NHK執行部が行うことは国民や視聴者への説明責任を果たすことであり、自己改革はもはや待つたなしなのであります。

我々政治家もまた、生物界最大と言われるダイオウイカのごとき大きな目を持つて政治に臨まなければならぬことは言うまでもありません。来年こそ国民の理解と納得が得られるNHK予算となりますことを願つて、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(山崎正昭君) 吉良よし子君。

〔吉良よし子君登壇、拍手〕

NHK二〇一六年度予算の承認に反対する討論を行います。

現在のNHKは、視聴者・国民からの信頼を全く得られていません。

二年前に就任した糸井会長は、公共放送の会長としてふさわしくない発言を繰り返してきました。慰安婦問題・秘密保護法などをめぐつて、政府が右と言つものを左と言つわけにはいかない、政府のスタンスがよく見えない、今放送するのが本当に妥当かを慎重に考えなければなどの発言をして、放送法に対する著しい不理解ぶりを露呈しました。会長は弁明を繰り返していますが、視聴者・国民の不信感は強まるばかりです。

こうした糸井会長の下で不祥事が相次いでいることも指摘しなくてはなりません。

中でも、子会社で起きた架空発注による着服の事案は、NHK本体にも子会社にも監査体制がありながら見逃されるという、NHKグループ全体の構造的な問題が浮き彫りになつた事案でした。そもそも、NHKが関連団体に営利活動を行わせて配当を得る一方で、非営利のNHKが営利団体である子会社や関連団体の監督を行つていう矛盾があります。この矛盾こそ繰り返される不祥事の背景にあると、会長自身が立ち上げたNHK関連団体ガバナンス調査委員会が調査の中で指摘しています。

糸井会長は、具体的に実行あるのみ、組織改編先ありきの姿勢を取つていますが、繰り返される不祥事の根本に何があるのか、非営利であるNHKが関連団体・子会社とどう関わるべきか、その矛盾について徹底的に検証し、視聴者・国民に

説明責任を果たしながら自淨能力を發揮すること

こそ再発防止に必要なことです。ところが、それは極めて不十分です。

NHKの経営姿勢への視聴者・国民の不信は深刻となり、会長の辞任・罷免を求める声は一層強まっていきます。このような状況では、今回の予算を承認することは到底できません。

また、二〇一六年度予算において、NHKは、

初めて株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構に二億円を出資するとされています。これは出資事業者の中で最高の金額です。この機構は、我が国の民間企業が、海外において民間だけでは事業展開ができないような、高いリスクのある事業への参入支援を目的としており、政府の成長戦略に位置付けられています。受信料で成り立つているNHKでは、本来、営利目的の活動はできないはずです。公共放送の立脚点を崩す機構への出資には反対です。

次に、NHK予算に対する総務大臣意見についてです。

大臣意見は、「クローズアップ現代」という個別の番組名を挙げ、昨年四月二十八日付けで行われた総務大臣による行政指導を踏まえ、再発防止に向けた着実な取組を求めています。これは極めて異例なことであり重大です。

事実に基づかない放送など番組内容に問題があ

る場合、まず放送事業者の自主的・自律的な検証によって解決すべきです。さらに、NHKと民間放送連盟が設置する放送倫理・番組向上機構、BPOが、第三者の立場から調査・検証して、再発防止策の提出とその実効性を求めていくこと、これが言論と表現の自由を確保しつつ正確な放送と放送倫理の向上を図るルールです。

だからこそ、放送法を根拠に政府が番組内容に介入することがあつてはなりません。放送法の成り立ち、歴史を見れば、政府の役割は、放送における表現の自由を放送事業者に保障することです。番組作りについては、あくまでも放送事業者の自主自律に委ねられていて、その番組内容を判断するのは政府ではなく視聴者である国民なのです。

今、放送に対する表現の自由を守るために、民放の報道現場の人々が立ち上がっています。著名なジャーナリストの皆さん、三月二十四日に再び記者会見を開き、大臣の発言は憲法と放送法の精神に真っ向から反する、言論統制への布石だなど抗議の声を上げました。

こうして声を上げているジャーナリストの一人である「報道特集」のキャスター、金平茂紀氏は新

八

聞のインタビューに答え、権力を監視することがジャーナリズムの最大の役割だと言い、政治権力からやつぱり黙っている連中なんだなんて思われたくないので声を上げてお話しします。

政府は、こうした報道現場の声こそ真摯に受け

止めるべきです。放送法の成り立ち、現場の声も踏まえて、放送への政府介入となる大臣の発言、政府統一見解の撤回を改めて強く求めるもので

昨年十一月、BPOは、「クローズアップ現代」の報道に関して、NHKと政府に対して、「放送に携わる者自身が干渉や圧力に対する毅然とした姿勢と矜持を堅持できなければ、放送の自由も自律も侵食され、やがては失われる。これは歴史の教訓でもある。放送に携わる者は、そのことを常に意識して行動すべきである」と述べています。

じ)のようなどきだからこそ、NHKは憲法と放送法に基づき、国家権力から独立し、放送における表現、言論の自由を確保する姿勢を貫くべきであることを最後に強く申し上げ、討論といいたしました。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたしま
す。 本件の賛否について、投票ボタンをお押し願い
ます。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたし
ます。 ——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたしま
す。

官 報 (号 外)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

三世代同居に対応した住宅リフォームに係る特例の創設に関する質問主意書(吉川沙織君提出)

(第九二号)

通勤手当の非課税限度額の引上げに関する質問

主意書(吉川沙織君提出)(第九三号)

本日委員長から次の報告書が提出された。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律案(閣法第八号)審査報告書

開発機構法の一部を改正する法律案(閣法第八号)審査報告書

子育て支援法の一部を改正する法律案(閣法第二〇号)審査報告書

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案(閣法第三二号)審査報告書

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求める件(閣法第一号)審査報告書

平成二十八年度における公債の発行の特例に関する法律案(参第二号)審査報告書

東日本大震災からの復興のための施策を実施するため必要な財源の確保に関する特別措置法及び財政運営の特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七号)審査報告書

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求める件(閣法第一号)審査報告書

審査報告書

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十八年三月三十日

災害対策特別委員長 長沢 広明
参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地震防災対策特別措置法の実施

の状況に鑑み、地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等の措置の有効期限を平成三

十三年三月三十一日まで五年間延長する措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認め

る。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成二十八年

度約六千九百九十億円が見込まれている。

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成二十八年三月二十二日

参議院議長 山崎 正昭殿
衆議院議長 大島 理森

審査報告書

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十八年三月三十一日

経済産業委員長 小見山幸治
参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国立研究開発法人新エネルギー

ギー・産業技術総合開発機構法附則第一条の二に規定する廃止期限の到来に伴い、国立研究開

発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が行う気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書に規定する排出削減単位の取得に通ずる行動に参加すること等の業務に係る同法の規定

を削除する等の措置を講じようとするものであ

り、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十八年三月二十二日

参議院議長 山崎 正昭殿
衆議院議長 大島 理森

審査報告書

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十八年三月三十一日

参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、閣法第二〇号中「前条第一項第十

号及び第十三号」に、「第十五条第一項各号(第十二号及び第十三号を除く。)及び第二項各号(第十五号(第十一号及び第十二号を除く。))に、「並びに」を「及び」に改める。

附則第六条第二項中「前条第一項第十四号」を「前条第十三号」に改める。

附則第十八条第二項中「第十五条第一項各号(第十二号から第十四号まで)を「第十一号から第十三号まで」に、「第十二号及び第十三号を除く。)及び

「第二項各号」を「第十一号及び第十二号を除く。」に、「業務並びに」を「業務及び」に改める。

附則第九条第六項中「前条第一項第十三号」を「前条第十三号」に改める。

附則第十八条第二項中「第十五条第一項各号(第十二号から第十四号まで)を「第十一号から第十三号まで」に、「第十二号及び第十三号を除く。)及び

「第二項各号」を「第十一号及び第十二号を除く。」に、「業務並びに」を「業務及び」に改める。

附則第二項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に、「平成二十八年

度」を「平成三十三年度」に改める。

附則第二項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に、「平成二十八年

度」を「平成三十三年度」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

参議院議長 山崎 正昭殿
衆議院議長 大島 理森

官 報 (号 外)

第四章の次に次の「一 章を加える。」

第四章の二「仕事・子育て両立支援事業

第五十九条の二 政府は、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、仕事・子育て両立支援事業として、児童福祉法第五十九条の二第一項に規定する施設(同項の規定による届出がされたものに限る)のうち同法第六条の三第十二項に規定する業務を目的とするものその他事業主と連携して当該事業主が雇用する労働者の監護する乳児又は幼児の保育を行う業務に係るもの設置者に対し、助成及び援助を行う事業を行なうことができる。

2 全国的な事業主の団体は、仕事・子育て両立支援事業の内容に關し、内閣総理大臣に対して意見を申し出ることができる。

第六十条第一項中「子ども・子育て支援事業を「子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を「子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業に改め、同条第二項第一号及び第五号中」及び地域子ども・子育て支援事業を「並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業に改める。

第六十九条第一項中「いう。」及び「いう。」、「に充てる」を及び仕事・子育て両立支援事業に要する費用(同項において「仕事・子育て両立支援事業費用」という。)に充てる」に改める。

第七十条第二項中「賦課標準の予想総額及び額、賦課標準の予想総額並びに」に、「並びに」を「並びに」、「千分の一・五」を「千分の一・五」に改める。

附則第二条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「検討等」を付し、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項として、同条第五項中「前各項を前三項」と改め、同項を同条第四項とし、同条の次に次の「一 条を加える。」

第一条の二 政府は、質の高い教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供を推進するため、財源を確保しつつ、幼稚園教諭・保育士及び放課後児童健全育成事業に従事する者等の処遇の改善に資するための所要の措置並びに保育士資格を有する者であつて現に保育に関する業務に従事していない者の就業の促進その他の教育・保育その他の子ども・子育て支援に係る人材確保のための所要の措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)
1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 特別会計に關する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第百八条中「児童手当及び」を「児童手当並びに」に改め、「地域子ども・子育て支援事業の下に「及び仕事・子育て両立支援事業」を加える。

3 第百十一条第五項第二号口を次のように改める。

□ 子ども・子育て支援交付金(子ども・子育て支援法第六十八条第二項の規定による交付金をいう。以下同じ。)及び仕事・子育て両立支援事業費

第百十一条第五項第二号亦中「児童手当の」を削る。

第百十三条第三項中「及び同条第五項に規定する児童手当に關する事務の執行に要する費用」を削り、「もの並びに」を「もの」に改め、「より国庫が負担するもの」の下に「及び百十一条第五項第二号亦に掲げる業務取扱費で国庫が負担するもの」を加える。

第百十八条第一項及び第三項中「及び子ども・子育て支援交付金」を「並びに子ども・子育て支援交付金」を「並びに子ども・子育て支援交付金及び仕事・子育て両立支援事業費」に改め、「並びに子ども・子育て支援交付金」の下に「仕事・子育て両立支援事業費」を加え、「第五項」を「に係る国庫負担金の額」に、「第十八条第二項」を「第十八条第二項の規定による国庫負担金の額」に改める。

附則第三十一条の三及び第三十一条の四中「地域子ども・子育て支援事業」を「仕事・子育て両立支援事業」に改め、「児童手当の」を削り、「児童手当及び子ども手当の業務取扱費並びに」を業務取扱費(子ども手当の業務取扱費を含む)及び「に、「執行に要する費用」を「業務取扱費で国庫が負担するもの」に改め、「事務の執行に要する費用」の下に「で国庫が負担するもの」を加え、「及び子ども・子育て支援交付金」を「並びに子ども・子育て支援交付金及び仕事・子育て両立支援事業費」に改め、「並びに子ども・子育て支援交付金」の下に「仕事・子育て両立支援事業費」を加え、「第五項」を「に係る国庫負担金の額」に、「第十八条第二項」を「第十八条第二項の規定による国庫負担金の額」に改める。

附則第三十一条の三及び第三十一条の四中「地域子ども・子育て支援事業」を「仕事・子育て両立支援事業」に改め、「児童手当の」を削る。

第百十三条第三項中「及び同条第五項に規定する児童手当に關する事務の執行に要する費用」を削り、「もの並びに」を「もの」に改め、「より国庫が負担するもの」の下に「及び百十一条第五項第二号亦に掲げる業務取扱費で国庫が負担するもの」を加える。

第百十八条第一項及び第三項中「及び子ども・子育て支援交付金」を「並びに子ども・子育て支援交付金」を「並びに子ども・子育て支援交付金及び仕事・子育て両立支援事業費」に改め、「並びに子ども・子育て支援交付金」の下に「仕事・子育て両立支援事業費」を加え、「第五項」を「に係る国庫負担金の額」に、「第十八条第二項」を「第十八条第二項の規定による国庫負担金の額」に改める。

附則第三十一条の三及び第三十一条の四中「地域子ども・子育て支援事業」を「仕事・子育て両立支援事業」に改め、「児童手当の」を削る。

第百十一条第五項第二号亦中「児童手当の」を削る。

第二百二十条第二項第三号中「及び第五項」を削り、「国庫負担金の額」の下に「及び第百十一条第五項第二号亦に掲げる業務取扱費に係る国庫負担金の額の合計額」を加える。

し、平成二十七年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に關しては、なお從前の例による。

4 前項に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。(政令への委任)

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十八年三月三十一日
参議院議長 山崎 正昭殿
国土交通委員長 金子 洋一

審査報告書

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十八年三月三十一日
参議院議長 山崎 正昭殿
国土交通委員長 金子 洋一

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 國土交通省が平成十九年に緊急対策踏切を千九百六十箇所公表しているが、現在までに指定されているのは約六百箇所であることから、本法に基づく指定を速やかに行うとともに、踏切道の改良が円滑に進むよう、道路管理者と鉄道事業者の協議を促すなど一層の措置を講ずること。

二 道路管理者と鉄道事業者が地方踏切道改良協議会を組織する場合においては、地域の関係者の意見が適切に反映され、円満に合意形成が図られるよう、必要な助言・支援を行うこと。また、国踏切道改良計画の作成に当たっては、地域の関係者の意見が適切に反映されるよう努めること。

三 立体交差事業の推進が根本的な解決策ではあるものの、完成までに長期間を要することから、早期に踏切事故を防止するために、道路管理者と鉄道事業者が協力し、完成までの当面の対策として、各踏切道の状況を踏まえつつ、地域住民の目線で、踏切道の拡幅やカラーリング等による歩道の分離、軌道の平滑化、迂回路対策等の種々の安全対策を総動員できるよう指導すること。

四 高齢者の踏切事故が多い現状に鑑み、認知症の人を含む高齢者等の様々な特性に十分配慮した対策を検討し、踏切事故の防止に努めること。

五 鉄道事業者による踏切保安設備の整備の一層の促進を図るため、適切な支援措置を講ずること。

六 跨線橋等の老朽化が課題となっていることから、点検・修繕を計画的かつ効率的に進められるような仕組みを構築すること。

右決議する。

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十八年三月十七日

参議院議長 山崎 正昭殿

衆議院議長 大島 理森

合する改良の方法」に改め、「その改良の方法を示して」を削り、同条第三項中「立体交差化、構造の改良又は歩行者等立体横断施設の整備については当該指定に係る鉄道事業者及び関係市町村長の」を削り、同条第四項中「立体交差化等に係るものにあつては」を「国土交通省令で定めるところにより、」に改め、「保安設備の整備に係るものにあつては当該指定に係る鉄道事業者及び同項の規定による都道府県知事の申出があつた場合には当該都道府県知事に対し」を削る。

第四条の見出しを「地方踏切道改良計画」に改め、同条第一項中「であつて立体交差化等に係るもの」を削り、「ついての指定」を「係るもの」に、「当該踏切道について立体交差化計画、構造改良計画又は歩行者等立体横断施設整備計画(以下「立体交差化計画等」という。)」を「当該指定に係る踏切道の改良に関する計画(以下「地方踏切道改良計画」という。)」に改め、同条第十項を削り、同条第十項中「立体交差化計画等」を「地方踏切道改良計画」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第六項から第九項までを削り、同条第五項中「第三項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第四項中「及び道路管理者」の下に「第六条第一項の地方踏切道改良協議会が組織されているときは、当該協力団体の同意を得なければならない。」

6 鉄道事業者及び道路管理者は、前項の規定により地方踏切道改良計画に道路協力団体の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該道路協力団体の同意を得なければならない。

7 鉄道事業者及び道路管理者は、第一項の規定により地方踏切道改良計画を作成しようとする場合において、第六条第一項の地方踏切道改良協議会が組織されているときは、当該地方踏切道改良協議会の意見を聽かなければならない。

第四条第一項の次に次の二項を加える。
2 地方踏切道改良計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 踏切道の名称

二 踏切道の改良の方法

三 踏切道の改良に要する期間

四 踏切道の改良と一体となつてその効果を十分に發揮させるための事業があるときは、その内容

五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省

該踏切道を改良することをその内容」を「当該期間を超える期間」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の三項を加える。

5 第二項第四号に掲げる事項には、道路協力団体(道路法第四十八条の二十第一項の規定により指定された道路協力団体をいう。以下同じ。)による歩行者と車両とを分離して通行させるための踏切道の着色、踏切事故の発生の防止について通行者の注意を喚起するための看板の設置その他の鉄道事業者及び道路管理者が実施する踏切道の改良に道路協力団体の協力が必要な事項を記載することができ

3 前項第二号の改良の方法は、踏切道改良基準に適合するものでなければならない。

第四条第十二項を削り、同条第十三項中「(第十一項において準用する場合を含む。)」を削り、「立体交差化計画等又は前項の規定により提出された保安設備整備計画(以下単に「保安設備整備計画」という。)」を「地方踏切道改良計画」に改め、同項を同条第十二項とし、同項の次に次の二項を加える。

13 前各項の規定は、地方踏切道改良計画の変更について準用する。この場合において、第一項中「提出することができる」とあるのは、「提出しなければならない」と読み替えるものとする。

第十四条第十九項中「第十項(第十一項)を「第十項(前項)」に改める。

第十二条を第十三条とし、第十条を第十二条とする。

第九条第一項中「同条第十一項」を「同条第十三項」に、「立体交差化計画又は同条第六項」を「地方踏切道改良計画又は第五条第一項」に、「立体交差化計画(当該立体交差化計画)」を「国踏切道改良計画(当該国踏切道改良計画)」に改め、「係る」の下に「立体交差化による」を加え、同条を第十二条とする。

第八条第一項中「政令で定める鉄道事業者」を「保安設備の整備による指定踏切道の改良を実施する鉄道事業者(政令で定める者に限る。)」に、「保安設備整備計画の」を「その」に改め、同条第二項中「前項の政令で定める」を「前項に規定するに、『保安設備整備計画の実施に要する』を『同項の』に改め、同条を第十二条とする。

第七条第一項中「による指定であつて立体交差化等に係るものがあつた場合における当該踏切道の立体交差化等による」を「により指定され

た踏切道(次項及び次条第一項において「指定踏切道」という。)」に改め、「費用」の下に「(次項の費用を除く。)」を加え、同条第二項中「保安設備整備計画」を「保安設備の整備による指定踏切道の改良」に改め、同条を第九条とする。

第六条第一項中「第三条第一項の規定により定められたを「踏切道改良基準に適合する」に改め、同条第二項中「立体交差化計画等」を「地方踏切道改良計画又は当該国踏切道改良計画」に改め、同条第三項を削り、「又は鉄道事業者」を三項を「前二項」に改め、「又は鉄道事業者」を削り、同項を同条第三項とし、同条を第八条とする。

第五条第一項中「(立体交差化等に係るものに限る。)」を削り、「同項の規定により定められたを「踏切道改良基準に適合する」に改め、同条第二項中「前条第一項(同条第十一項)を「第四項」を「第五条第一項(同条第十一項)を「第四項」を「第五条第一項(同条第十三項)に、「立体交差化計画等」を「地方踏切道改良計画」に、「同条第六項」を「第五条第一項」に、「立体交差化計画等」が」を「国踏切道改良計画が」に、「(当該立体交差化計画等)」を「(当該国踏切道改良計画)」に、「当該立体交差化計画等」を「当該地方踏切道改良計画又は当該国踏切道改良計画」に改め、「係る」の下に「立体交差化による」を加え、同条を第十二条とする。

第六条 地方踏切道改良協議会は、地方踏切道改良計画の作成及び実施に關し必要な協議を行うため、地方踏切道改良協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

2 国踏切道改良計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 踏切道の名称

三 踏切道の改良に要する期間

四 踏切道の改良と一体となつてその効果を十分に發揮させるための事業があるときは、その内容

五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

六 第二項から前項までの規定は、国踏切道改良計画の変更について準用する。

第六条 地方踏切道改良協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織すること

二 踏切道の改良の方法

第七条 地方踏切道改良協議会は、地方踏切道改良計画の作成及び実施に關し必要な協議を行うため、地方踏切道改良協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織すること

一 地方踏切道改良計画を作成しようとする鉄道事業者及び道路管理者

二 踏切道の所在地をその区域に含む都道府県の知事

三 踏切道の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長

四 踏切道の所在地を管轄する地方運輸局長

三 第一項の規定により協議会を組織する鉄道事業者及び道路管理者は、必要があると認めるとときは、前項各号に掲げる者のほか、協議会に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

4 国土交通大臣は、第一項の規定により国踏切道改良計画を作成しようとする場合には、あらかじめ、当該踏切道に係る鉄道事業者の意見を聽かなければならない。ただし、国土交通大臣が同項の規定により国踏切道改良計画を作成する前に、当該鉄道事業者と国土交通大臣との間に国踏切道改良計画の作成について協議が成立したときは、この限りではない。

一 関係市町村長

二 道路協力団体

三 その他当該鉄道事業者及び道路管理者が必要と認める者

四 協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に關し必要な事項は、協議会が定める。(道路法の一部改正)

第二条 道路法(昭和二十七年法律第百八十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七節 利便施設協定(第四十八条の二十一)」に改める。

第四十四条の二の見出しを「違法放置等物件に対する措置」に改め、同条第一項中「積載物」の下に「道路に設置された看板」を加え、「放置された物件」を「放置され、又は設置された物」に、「違法放置物件」を「違法放置等物件」に

「又は交通に危険を及ぼしている」を「若し
ては交通に危険を及ぼし」又はそれのおそれ
がある」に、「当該違法放置物件の占有者、所有者等」という。の氏名及び住所を知ることがで
きないため、これらの者に対し、第七十一条第
一項の規定により必要な措置をとることを命じ
ることができる」を「次の各号のいずれかに該
する」に、「違法放置物件を」を「違法放置等物
件を」に改め、同項に次の各号を加える。

一一 当該違法放置等物件の占有者等が現場にいないために、第七十一条第一項の規定により必要な措置をとることを命ぜることができないとき。

平成二十八年三月三十一日 参議院会議録第十五

「違法放置等物件」に改め、同条第三項中「違法放置物件」を「違法放置等物件」、「違法放置

「放置物件」を「違法放置等物件」に、「違法放置等物件の占有者等」を「違法放置等物件の占有者等」に改め、同条第四項及び第五項中「違法放置物件」を「違法放置等物件」に改め、同条第七項中「違法放置物件の除去」を「違法放置等物件の除去」に、「当該違法放置物件」を「当該違法放置等物件」に、「違法放置物件の占有者等」を「違法放置等物件の占有者等」に改め、同条第八項中「違法放置物件」を「違法放置等物件」に改める。

第四十七条の七に次の二項を加える。

道路管理者は、道路管理者以外の者が道路の区域を立体的区域とした道路を構成する敷地（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三条第二項又は地方自治法第二百三十三条第四項に規定する行政財産であるものに

限る。)の上の空間又は地下(当該道路の区域
内の空間又は地下を除く。)に交通確保施設
(歩行者の一般交通の用に供する通路その他
の安全かつ円滑な道路の交通の確保に資する
ものとして国土交通省令で定める施設をい
う。以下この項において同じ。)を所有し、又

は所有しようとする場合において、その者が、当該交通確保施設の整備又は維持管理を適切に行うのに必要な技術的能力を有することとその他の国土交通省令で定める要件に適合すると認めるときは、国有財産法第十八条第三項又は地方自治法第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、その者のために当該敷地に当該交通確保施設の所有を目的とする民法(明治二十九年法律第八十九号)第二百六十九条の二第一項の地上権を設定することができる。

第六項までの規定は、前項の規定による地上建物の設置について準用する。

格の設定について準用する
第三章に次の一節を加える。

(道路協力団体の指定)
第十九節 道路管理団体

四 道路の管理に関する調査研究を行うこと。
五 道路の管理に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(監督等)
第四十一条の二十一 道路管理者は、前条各号

に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、道路協力団体に対し、その業務に関する報告をさせることができる。

4 業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 道路管理者は、道路協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

り消したときは
らない。

第四十八条の二十九
理者は、道路協
施に関必要な
助言をするもの
(道路協力団体
の特例)

(道路協力団体に対する道路管理者の承認等の特例)

一五

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条
に於ける法律案の特例による公債の発行の特例に於ける日本とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるための特別措置法及び財政運営に必要な財源の確保を図るたる法律案の一部を改正する法律案

國で公用のため調達する次のものに係る料金又は代金の支払に要する経費の全部又は一部を負担する。

- (a) 公益事業によつて使用に供される電気、ガス、水道及び下水道
- (b) (a)に規定するものを除くほか、暖房用、調理用又は給湯用の燃料

第三条

日本国は、条約第六条の規定に基づいてアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域（以下「施設及び区域」という。）のうちいづれか特定の施設及び区域を使用して合衆国軍隊が実施する訓練に關し、地位協定第二十五条に定める合同委員会（以下「合同委員会」という。）における日本国政府の要請に基づき、アメリカ合衆国がその全部若しくは一部を当該特定の施設及び区域に代えて他の施設及び区域を使用するよう変更する場合又は日本国政府が適当と判断して行う合同委員会における日本国政府の要請に基づき、アメリカ合衆国がその全部若しくは一部を当該特定の施設及び区域に代えてアメリカ合衆国の施政の下にある領域におけるアメリカ合衆国の軍隊の訓練のための場所を使用するよう変更する場合には、その変更に伴つて追加的に必要となる経費の全部又は一部を負担する。もつとも、日本国政府が、当該要請に當たり、日本国がこの条の規定に従つて経費を負担するとの通告をアメリカ合衆国政府に対して行う場合に限る。

第四条

アメリカ合衆国は、前二条に規定する経費の節約に一層努める。

第五条

日本国は、日本国の会計年度ごとに、それぞれ第一条、第二条及び第三条の規定に基づいて負担

する経費の具体的金額を決定し、その決定をアメリカ合衆国に対し速やかに通報する。

第六条

日本国及びアメリカ合衆国は、この協定の実施に關する全ての事項につき、合同委員会を通じて協議することができる。

第七条

この協定は、日本国及びアメリカ合衆国によりそれぞれの国内法上の手続に従つて承認されなければならない。この協定は、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生じ、二千二十一年三月三十一日まで効力を有する。

以上の証拠として、下名は、署名のために正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千二十六年一月二十二日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、平成二十八年度における国の財政収支の状況に鑑み、同年度の適切な財政運営に資するため、同年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるものであるが、適切な措置と認められない。

二、委員会の決定の理由

本法律案は、平成二十八年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるものであるが、適切な措置と認められない。

三、委員会の決定の理由

平成二十八年度における公債の発行の特例に関する法律案

右の議案を発議する。

平成二十八年三月三十一日

発議者

賛成者	足立 信也	大久保 勉	尾立 源幸
	磯崎 哲史	櫻井 充	小林 正夫
	前川 清成	藤本 祐司	主濱 了
		江崎 通宏	
		石橋 孝	

審査報告書

日本国のために
岸田文雄
アメリカ合衆国のために
キヤローライン・ケネディ

審査報告書

日本国のために
谷 亮子
藤末 健三
水岡 俊一
水野 賢一

審査報告書

アメリカ合衆国のために
足立 信也
磯崎 哲史
前川 清成
尾立 源幸

審査報告書

日本国のために
谷 亮子
藤末 健三
水岡 俊一
水野 賢一

審査報告書

アメリカ合衆国のために
大久保 勉
櫻井 充
江崎 通宏
石橋 孝

審査報告書

日本国のために
尾立 源幸
小林 正夫
藤本 祐司
主濱 了

審査報告書

アメリカ合衆国のために
大久保 勉
櫻井 充
江崎 通宏
石橋 孝

審査報告書

日本国のために
尾立 源幸
小林 正夫
藤本 祐司
主濱 了

審査報告書

アメリカ合衆国のために
大久保 勉
櫻井 充
江崎 通宏
石橋 孝

審査報告書

日本国のために
尾立 源幸
小林 正夫
藤本 祐司
主濱 了

審査報告書

アメリカ合衆国のために
大久保 勉
櫻井 充
江崎 通宏
石橋 孝

審査報告書

日本国のために
尾立 源幸
小林 正夫
藤本 祐司
主濱 了

審査報告書

アメリカ合衆国のために
大久保 勉
櫻井 充
江崎 通宏
石橋 孝

審査報告書

日本国のために
尾立 源幸
小林 正夫
藤本 祐司
主濱 了

審査報告書

アメリカ合衆国のために
大久保 勉
櫻井 充
江崎 通宏
石橋 孝

審査報告書

日本国のために
尾立 源幸
小林 正夫
藤本 祐司
主濱 了

審査報告書

アメリカ合衆国のために
大久保 勉
櫻井 充
江崎 通宏
石橋 孝

審査報告書

日本国のために
尾立 源幸
小林 正夫
藤本 祐司
主濱 了

審査報告書

アメリカ合衆国のために
大久保 勉
櫻井 充
江崎 通宏
石橋 孝

審査報告書

日本国のために
尾立 源幸
小林 正夫
藤本 祐司
主濱 了

審査報告書

アメリカ合衆国のために
大久保 勉
櫻井 充
江崎 通宏
石橋 孝

審査報告書

日本国のために
尾立 源幸
小林 正夫
藤本 祐司
主濱 了

審査報告書

アメリカ合衆国のために
大久保 勉
櫻井 充
江崎 通宏
石橋 孝

審査報告書

日本国のために
尾立 源幸
小林 正夫
藤本 祐司
主濱 了

審査報告書

アメリカ合衆国のために
大久保 勉
櫻井 充
江崎 通宏
石橋 孝

審査報告書

日本国のために
尾立 源幸
小林 正夫
藤本 祐司
主濱 了

審査報告書

アメリカ合衆国のために
大久保 勉
櫻井 充
江崎 通宏
石橋 孝

審査報告書

日本国のために
尾立 源幸
小林 正夫
藤本 祐司
主濱 了

審査報告書

アメリカ合衆国のために
大久保 勉
櫻井 充
江崎 通宏
石橋 孝

審査報告書

日本国のために
尾立 源幸
小林 正夫
藤本 祐司
主濱 了

審査報告書

アメリカ合衆国のために
大久保 勉
櫻井 充
江崎 通宏
石橋 孝

審査報告書

日本国のために
尾立 源幸
小林 正夫
藤本 祐司
主濱 了

審査報告書

アメリカ合衆国のために
大久保 勉
櫻井 充
江崎 通宏
石橋 孝

審査報告書

日本国のために
尾立 源幸
小林 正夫
藤本 祐司
主濱 了

審査報告書

アメリカ合衆国のために
大久保 勉
櫻井 充
江崎 通宏
石橋 孝

審査報告書

日本国のために
尾立 源幸
小林 正夫
藤本 祐司
主濱 了

審査報告書

アメリカ合衆国のために
大久保 勉
櫻井 充
江崎 通宏
石橋 孝

審査報告書

日本国のために
尾立 源幸
小林 正夫
藤本 祐司
主濱 了

審査報告書

アメリカ合衆国のために
大久保 勉
櫻井 充
江崎 通宏
石橋 孝

審査報告書

日本国のために
尾立 源幸
小林 正夫
藤本 祐司
主濱 了

審査報告書

アメリカ合衆国のために
大久保 勉
櫻井 充
江崎 通宏
石橋 孝

審査報告書

日本国のために
尾立 源幸
小林 正夫
藤本 祐司
主濱 了

審査報告書

アメリカ合衆国のために
大久保 勉
櫻井 充
江崎 通宏
石橋 孝

審査報告書

日本国のために
尾立 源幸
小林 正夫
藤本 祐司
主濱 了

審査報告書

アメリカ合衆国のために
大久保 勉
櫻井 充
江崎 通宏
石橋 孝

審査報告書

日本国のために
尾立 源幸
小林 正夫
藤本 祐司
主濱 了

審査報告書

アメリカ合衆国のために
大久保 勉
櫻井 充
江崎 通宏
石橋 孝

審査報告書

日本国のために
尾立 源幸
小林 正夫
藤本 祐司
主濱 了

審査報告書

アメリカ合衆国のために
大久保 勉
櫻井 充
江崎 通宏
石橋 孝

審査報告書

日本国のために
尾立 源幸
小林 正夫
藤本 祐司
主濱 了

審査報告書

アメリカ合衆国のために
大久保 勉
櫻井 充
江崎 通宏
石橋 孝

審査報告書

日本国のために
尾立 源幸
小林 正夫
藤本 祐司
主濱 了

審査報告書

アメリカ合衆国のために
大久保 勉
櫻井 充
江崎 通宏
石橋 孝

審査報告書

日本国のために
尾立 源幸
小林 正夫
藤本 祐司
主濱 了

審査報告書

アメリカ合衆国のために
大久保 勉
櫻井 充
江崎 通宏
石橋 孝

審査報告書

日本国のために
尾立 源幸
小林 正夫
藤本 祐司
主濱 了

審査報告書

アメリカ合衆国のために
大久保 勉
櫻井 充
江崎 通宏
石橋 孝

審査報告書

日本国のために
尾立 源幸
小林 正夫
藤本 祐司
主濱 了

審査報告書

アメリカ合衆国のために
大久保 勉
櫻井 充
江崎 通宏
石橋 孝

審査報告書

日本国のために
尾立 源幸
小林 正夫
藤本 祐司
主濱 了

審査報告書

アメリカ合衆国のために
大久保 勉
櫻井 充
江崎 通宏
石橋 孝

審査報告書

日本国のために
尾立 源幸
小林 正夫
藤本 祐司
主濱 了

審査報告書

アメリカ合衆国のために
大久保 勉
櫻井 充
江崎 通宏
石橋 孝

審査報告書

日本国のために
尾立 源幸
小林 正夫
藤本 祐司
主濱 了

審査報告書

アメリカ合衆国のために
大久保 勉
櫻井 充
江崎 通宏
石橋 孝

審査報告書

日本国のために
尾立 源幸
小林 正夫
藤本 祐司
主濱 了

審査報告書

アメリカ合衆国のために
大久保 勉
櫻井 充
江崎 通宏
石橋 孝

審査報告書

日本国のために
尾立 源幸
小林 正夫
藤本 祐司
主濱 了

審査報告書

アメリカ合衆国のために
大久保 勉
櫻井 充
江崎 通宏
石橋 孝

審査報告書

日本国のために
尾立 源幸
小林 正夫
藤本 祐司
主濱 了

審査報告書

アメリカ合衆国のために
大久保 勉
櫻井 充
江崎 通宏
石橋 孝

審査報告書

日本国のために
尾立 源幸
小林 正夫
藤本 祐司
主濱 了

審査報告書

アメリカ合衆国のために
大久保 勉
櫻井 充
江崎 通宏
石橋 孝

審査報告書

日本国のために
尾立 源幸
小林 正夫
藤本 祐司
主濱 了

審査報告書

アメリカ合衆国のために
大久保 勉
櫻井 充
江崎 通宏
石橋 孝

審査報告書

日本国のために
尾立 源幸
小林 正夫
藤本 祐司
主濱 了

審査報告書

アメリカ合衆国のために
大久保 勉
櫻井 充
江崎 通宏
石橋 孝

審査報告書

日本国のために
尾立 源幸
小林 正夫
藤本 祐司
主濱 了

審査報告書

アメリカ合衆国のために
大久保 勉
櫻井 充
江崎 通宏
石橋 孝

審査報告書

日本国のために
尾立 源幸
小林 正夫
藤本 祐司
主濱 了

審査報告書

アメリカ合衆国のために
大久保 勉
櫻井 充
江崎 通宏
石橋 孝

審査報告書

2 復興債に係る特別会計法第四十二条第四項の規定の適用については、同項中「一般会計」とあるのは、「東日本大震災復興特別会計」とする。

(財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行に関する法律の一部改正)

第二条 財政運営に必要な財源の確保を図るために公債の発行の特例に関する法律(平成二十四年法律第一百一号)の一部を次のように改正する。

第一条 「平成二十四年度から平成二十七年度までの間の各年度の一般会計の歳出の財源に充てる」を「経済・財政一体改革を推進しつつ、平成二十八年度から平成三十二年度までの間の財政運営に必要な財源の確保を図る」に改め、「とともに、平成二十四年度及び平成二十五年度において、基礎年金の国庫負担の追加に伴いこれららの年度において見込まれる費用の財源を確保するため、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第六十八条)の施行により増加する消費税の収入により償還される公債の発行に関する措置を定める」を削る。

第三条中「おいては」の下に「平成三十二年度までの国及び地方公共団体のプライマリーバランスの黒字化」を加え、同条を第四条とする。

第二条の見出し中「平成二十四年度から平成三十二年度まで」を「平成二十八年度から平成三十二年度まで」に改め、同条第一項中「及び第四条第一項の規定」を削り、「平成二十四年度から

平成二十七年度まで」を「平成二十八年度から平成三十二年度まで」に改め、同条を第三条とする。

第一条の次に次の一条を加える。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 経済・財政一体改革 我が国経済の再生

及び財政の健全化が相互に密接に関連していることを踏まえ、これらのための施策を

一体的に実施する取組をいう。

二 国及び地方公共団体のプライマリーバランスの黒字化 国民経済計算(統計法(平成十九年法律第五十三条)第六条第一項の規定により作成する国民経済計算をいう。)における中央政府及び地方政府のプライマリーバランスの合計額(東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)からの復興のための施策に必要な経費及びその財源に充てられる収入その他の財政の健全性を検証するに当たり当該合計額から除くことが適当と認められる経費及び収入に係る金額を除く。)が零を上回ることをいう。

附則 第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

附 則

(施行期日)
(経過措置)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

第二条 第二条の規定による改正前の財政運営に

必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律(以下この条において「旧特例公債法」という。)第二条第一項及び第二項並びに第三条の規定は、平成二十八年六月三十日まで

の間、なおその効力を有する。

第三条の規定は、平成二十八年六月三十日まで

の間、なおその効力を有する。

第四条の規定は、なおその効力を有する。

第五条の規定は、なおその効力を有する。

第六条の規定は、なおその効力を有する。

第七条の規定は、なおその効力を有する。

第八条の規定は、なおその効力を有する。

第九条の規定は、なおその効力を有する。

第十条の規定は、なおその効力を有する。

第十一条の規定は、なおその効力を有する。

第十二条の規定は、なおその効力を有する。

第十三条の規定は、なおその効力を有する。

第十四条の規定は、なおその効力を有する。

第十五条の規定は、なおその効力を有する。

第十六条の規定は、なおその効力を有する。

第十七条の規定は、なおその効力を有する。

第十八条の規定は、なおその効力を有する。

第十九条の規定は、なおその効力を有する。

第二十条の規定は、なおその効力を有する。

一 要領書
本件は、放送法第七十条第二項の規定に基づき、日本放送協会の平成二十八年度收支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものである。
これらの収支予算等によれば、一般勘定事業収支については、事業收入が七千十六億円、事業支出が六千九百三十六億円で、事業収支差金は八十億円となる。この事業収支差金は、全額を建設積立資産に繰り入れる。

また、事業計画では、三か年経営計画の二年目として、公共放送の原点を堅持し、公平・公正で正確・迅速な報道、豊かで質の高い多彩な番組の充実、国際社会の日本への理解の促進、8K・4Kによる制作・活用の一層の推進、インターネットを活用した新たなサービスの創造、受信料制度の理解促進と営業改革の一層の推進による支払率の向上、一層効率的な経営の推進、情報システム等のセキュリティの強化による情報管理・放送継続の確保等に取り組むとしている。

これらの収支予算等は、いずれも同協会の事業運営上おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

審査報告書
放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件
右は多數をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十八年三月三十一日

総務委員長 山本 博司

附帯決議
政府及び日本放送協会は、協会に対する国民・視聴者の信頼に基づき、公共放送の使命を全うできよう、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、協会は、役員の言動等により、国民・視聴者が厳しい批判が多數寄せられ、信頼が揺らいでいる現状を重く受け止め、かかる事態の一刻

外報(号)

も早い収束と信頼回復に向け一丸となつて全力を尽くすこと。

また、昨年明らかになつた番組の過剰演出問題を含む不祥事の頻発を踏まえ、綱紀を肅正し、再発防止策及びコンプライアンスの徹底に努めるとともに、公共放送を担う者としての役員の職業倫理を高め、組織一体となつて信頼確保に取り組むこととし、その取組状況については、広く国民・視聴者に分かりやすく、丁寧に説明すること。

二、協会の役員は、公共放送に携わる者として、協会の名譽や信用を損ねるような発言や行動は厳に慎むこと。

三、経営委員会は、協会の経営に関する最高意思決定機関として重い職責を担つてることを再確認し、役員の職務執行に対して一層実効ある監督を行うことなどにより、国民・視聴者の負託に応えること。

また、会長の選考については、今後とも手続きの透明性を一層図りつつ、公共放送の会長としてふさわしい資質・能力を兼ね備えた人物が適切に選考されるよう、選考の手続の在り方について検討すること。

四、監査委員会は、放送法に定められた調査権限を適切に行使し、役員に対する監査機能を十分に發揮すること。また、役員に不適な行為がある場合、または、公共放送の倫理観にもどる行為がある場合には、経営委員会と十分に連携しながら、時宜を失すことなく厳格に対処すること。

五、政府は、経営委員の任命に当たつては、社会に対する職務の公共性を認識し、公正な判断をすることができる経験と見識を有する者を、全

国、各分野を考慮して幅広く選任するよう努めること。

六、協会は、子会社の相次ぐ不祥事等を踏まえ、綱紀を肅正し、再発防止策及びコンプライアンスの徹底に努め、組織の職業倫理を高め、組織一体となつて信頼確保に取り組むこととし、その取組状況については、広く国民・視聴者に分かりやすく、丁寧に説明すること。

二、協会の役員は、公共放送に携わる者として、

協会の名譽や信用を損ねるような発言や行動は厳に慎むこと。

三、経営委員会は、協会の経営に関する最高意思決定機関として重い職責を担つてることを再確認し、役員の職務執行に対して一層実効ある監督を行うことなどにより、国民・視聴者の負託に応えること。

また、会長の選考については、今後とも手続きの透明性を一層図りつつ、公共放送の会長としてふさわしい資質・能力を兼ね備えた人物が適切に選考されるよう、選考の手続の在り方について検討すること。

四、監査委員会は、放送法に定められた調査権限を適切に行使し、役員に対する監査機能を十分に発揮すること。また、役員に不適な行為がある場合、または、公共放送の倫理観にもどる行為がある場合には、経営委員会と十分に連携しながら、時宜を失すことなく厳格に対処すること。

五、政府は、経営委員の任命に当たつては、社会に対する職務の公共性を認識し、公正な判断をすることができる経験と見識を有する者を、全

とを踏まえ、一層の充実を図ること。特に、協会が行う外国人向け映像国際放送については、我が国の文化・経済活動等に係る情報発信の拡大を図り、番組内容の充実、国内外における国際放送の認知度の向上等に努めること。

十、協会は、受信料により支えられていることを十分自覚し、国民・視聴者に対するサービスの低下を招かないよう配慮しつつ、業務の確実な実施及び更なる効率化等の取組を適切に行い、収支予算、事業計画及び資金計画の確実な達成に努めること。

十一、協会は、その取組が確実に実施されることに努めること。

十二、協会は、受信料制度の在り方については、

八、協会は、我が国の公共放送としての社会的使命を認識し、国民・視聴者の多様な要望に応えるとともに、放送番組の編集に当たつては、政

治的公平、事実を曲げない報道、意見が対立している問題についてできるだけ多くの角度から論点を明らかにすることなど、放送法の原則を遵守すること。

十三、協会は、首都直下地震や南海トラフ地震等に備え、本部やその代替機能を担う大阪局等の放送局の機能や運用・実施体制の強化を図ること。

十四、協会は、受信料で運営されている特殊法人であることを踏まえ、経営委員会及び理事会等における意思決定に至る過程や財政運営上の規律、不祥事に伴う処分、子会社等の運営の状況、調達に係る取引等について、議事録を含め、国民・視聴者に対する説明責任を十分果たすこと。

十五、協会は、受信料で実施するインターネット活用業務について、放送法に定められた公共放送としての協会の目的に照らしつつ、市場競争への影響、受信料負担の公平性及び透明性の確保等に十分留意して実施すること。

十六、協会は、東京オリンピック・パラリンピックが開催される平成三十二年を見据え、スマートフォン・デジタル・ディバイドの解消が喫緊の課題であることから、字幕放送、解説放送、手話放送等の一層の充実を図ること。

十七、協会は、放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十八年三月二十四日

衆議院議長 大島 理森

九、国際放送については、我が国と国際社会との動向を正しく伝える文化等の動向を国際社会に向けて正しく伝えることが、これまで以上に重要度を増していること。

十、震災の記録の伝承のため、保有する番組アーカイブ。

カライブの保存・活用に努めること。

十四、協会は、受信料で運営されている特殊法人であることを踏まえ、経営委員会及び理事会等における意思決定に至る過程や財政運営上の規律、不祥事に伴う処分、子会社等の運営の状況、調達に係る取引等について、議事録を含め、国民・視聴者に対する説明責任を十分果たすこと。

十五、協会は、受信料で実施するインターネット活用業務について、放送法に定められた公共放送としての協会の目的に照らしつつ、市場競争への影響、受信料負担の公平性及び透明性の確保等に十分留意して実施すること。

十六、協会は、東京オリンピック・パラリンピックが開催される平成三十二年を見据え、スマートフォン・デジタル・ディバイドの解消が喫緊の課題であることから、字幕放送、解説放送、手話放送等の一層の充実を図ること。

十七、協会は、放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十八年三月二十四日

衆議院議長 大島 理森

九、国際放送については、我が国と国際社会との動向を正しく伝える文化等の動向を国際社会に向けて正しく伝えることが、これまで以上に重要度を増していること。

十、震災の記録の伝承のため、保有する番組アーカイブ。

放送法第70条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件
放送法第70条第2項の規定に基づき、別冊日本放送協会平成28年度収支予算、事業計画及び資金計
画について、国会の承認を求める。

日本放送協会平成28年度収支予算、事業計画及び資金計画

平成28年度収支予算

予算総則

日本放送協会(以下、「協会」という。)の平成28年度収支予算の収入及び支出を別表第1収支
予算書とのおり定める。

第2条 放送の受信についての契約を締結した者から徴収する受信料の額は、別表第2に掲げる契約
種別及び別表第3に掲げる支払区分に応じ、別表第4に掲げるとおりとする。ただし、沖縄県の区
域において徴収する受信料の額は、特別契約を除き、特例措置として、別表第5に掲げるとおりと
する。

2 前項の規定にかかわらず、別表第6に定める契約を合わせて10件以上締結した者が、別表第3に
掲げる支払区分のうち、口座振替又は継続振込により一括して支払う場合は、前項に定める受信料
の額から別表第6に掲げる額を減ずることとする。ただし、第3項、第4項又は第5項の規定によ
る場合を除く。

3 第1項の規定にかかわらず、協会が定める要件を備えた団体の構成員で別表第7に定める契約を
締結した者が15名以上まとまり、団体としてその代表者を通じ、別表第3に掲げる支払区分のう
ち、口座振替又は継続振込により一括して支払う場合は、第1項に定める受信料の額から別表第7
に掲げる額を減することとする。ただし、第5項の規定による場合を除く。また、次項の規定を重
ねて適用し、対象となる契約を締結した者が代表者を通じて支払う場合は、第1項に定める受信料
の額からその半額を減じ、さらに別表第7に掲げる額を減することとする。

4 第1項の規定にかかわらず、住居での放送の受信についての契約を締結している者が、別表第3
に掲げる支払区分に応じて支払う場合で、その放送受信契約者はその者と生計をともにする者が
は、当該契約について、第1項に定める受信料の額からその半額を減することとする。
別の住居での放送の受信についての契約を締結し、別表第3に掲げる支払区分により支払う場合
は、当該契約について、第1項に定める受信料の額からその半額を減することとする。

5 第1項の規定にかかわらず、事業所など住居以外の場所での放送の受信について、同一敷地内で
必要なすべてかつ2件以上の契約を締結し、一括して支払う場合は、契約のうち1件を除外した残
りのそれぞれについて、第1項に定める受信料の額からその半額を減することとする。

第3条 本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。
第4条 本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、経営委員会の
議決を経て、各項間において、相互に流用することができる。ただし、給与については、退職手
当・厚生費と相互に流用することができない。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、経済情勢の予見できない変動に伴い、本予算における給与の
額が民間賃金及び国等の給与の額に比して、著しく均衡を欠くこととなつた場合に限り、事業計画
の実施を妨げない範囲において給与の改定を行うときは、経営委員会の議決を経て、他の項と相互
に流用することができる。

第5条 本予算中、資本支出において年度内に支出を終わらないときは、同一計画事項の支出に充て
るため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。
2 前年度予算総則第5条による繰越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することがで
きる。

第6条 予備費は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。
2 予備費を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならない。

第7条 事業量の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の
議決を経て、その一部又は全部を事業のため直接必要とする経費の支出若しくは特別支出、又は設
備の新設、改善に充てることができる。

第8条 事業支出における減価償却費が予算額に比し減少することにより、事業収支差金が予算額に
比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を本予算におい
て予定する設備の新設、改善に充てができる。

第9条 事業収入が予算額に比し減少することにより、事業収支差金が予算額に比し減少するとき
は、経営委員会の議決を経て、前期繰越金を事業収支差金の不足の補てんに充てることができる。

第10条 事業収支差金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、そ
の一部又は全部を建設積立資産への繰入れに充てができる。

第11条 前年度の決算において、後期繰越金が前年度予算で予定した額に比し増加したときは、その
増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を設備の新設、改善に充てることができる。

第12条 国際放送及び選舉放送の実施に対する交付金が予算額に比し増加するときは、その増加額
は、それぞれ国際放送及び選舉放送に關係ある経費の支出に充てることができる。

第13条 業務に關係ある調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調
査研究等に關係ある経費の支出に充てができる。

別表第1

(一般勘定)
(事業収支)

平成28年度収支予算書

(単位 千円)

事業収入	項目	金額
受取料		701,674,316
受取金		675,895,709
受取料		3,688,243
受取金		8,068,872
受取料		8,505,869
受取金		2,700,000
受取料		2,815,623

(外) 器皿

事業 支 出	内 放 費 国際放送納策 契約受信 対報研究 広調給 職手當管 理却 退共減財 別借務 通価 支備	693,635,216
事業 収 入	款 項	(単位 千円)
放送番組等有料配信業務収入	金額	2,217,564
事業 支 出	放送番組等有料配信費用 報 給 職手當管 理却 退共減財 別借務 通価 支備	1,959,429 53,688 91,700 43,777 36,509 16,701
事業 収 支 差 金	8,039,100	15,760

事業収支差金の内訳

(单位 千円)

資本支出充當(建設積立資産繰入れ)	8,039,100
(資本収支)	(単位 千円)
款 項	金額
資本収入	減価償却資金受入れ
資本支出	建設費
資本収支差金	—

(資本収支)

(単位 千円)

款 項	金額
資本収入	16,701
資本支出	16,701
資本収支差金	—

事業収支差金1,576万円については、一般勘定からの短期借入金の返還に充てる。これを含む平成29年度末の繰越不足△75億713万6千円については、一般勘定からの短期借入金等をもって補てんする。
(受託業務等勘定)
(事業収支)

(単位 千円)

資本収支差金	建設費 資本支出 建設積立資産繰入れ
—	8,039,100

事業収支において、事業収入から特別収入を除いた経常収入は、6,988億5,869万3千円、事業支出から特別支出を除いた経常支出は、6,909億321万6千円であり、経常収支差金は、-79億5,547万7千円である。

事業支	受託業務等費	1,815,117
事業支差金		286,044

事業収支差金2億8,604万4千円については、一般勘定の副次収入に繰り入れる。

別表第2 契約種別	
地上契約	地上系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約
衛星契約	衛星系及び地上系によるテレビジョン放送の受信についての放送受信契約
特別契約	地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域又は列車、電車その他営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約

別表第3 支払区分	
口座振替	協会の指定する金融機関に設定する預金口座等から、協会の指定日に自動振替によって行う支払
クレジットカード等	協会の指定するクレジットカード会社等との契約に基づき、クレジットカード会社等に継続して立て替えさせることによって行う支払
継続振込	協会の指定する金融機関、郵便局又はコンビニエンスストア等において、協会が定期的に送付する払込用紙を用いて、協会の指定する支払期日までに継続して払込することによって行う支払

別表第4 受信料額(消費税込額)				
契約種別	支払区分	月額	6か月前払額	12か月前払額
地上契約	口座・クレジット	1,260円	7,190円	13,990円
	継続振込等	1,310円	7,475円	14,545円
衛星契約	口座・クレジット	2,230円	12,730円	24,770円
	継続振込等	2,280円	13,015円	25,320円
特別契約	口座・クレジット	985円	5,620円	10,940円
	継続振込等	1,035円	5,905円	11,490円

「口座・クレジット」とは別表第3に掲げる口座振替又はクレジットカード等継続払をいい、「継続振込等」とは継続振込又は協会が定めるその他の支払方法をいう。
予算総則第2条第2項、第3項及び第5項で適用する第2条第1項の受信料額は、その支払区分にかかわらず継続振込等の額とする。

なお、第2条第5項で規定する除外する1件の受信料額についても、その支払区分にかかわらず継続振込等の額とする。

「口座・クレジット」とは別表第3に掲げる口座振替又はクレジットカード等継続払をいい、「継続振込等」とは継続振込又は協会が定めるその他の支払方法をいう。

予算総則第2条第2項、第3項及び第5項で適用する第2条第1項の受信料額は、その支払区分にかかわらず継続振込等の額とする。

「口座・クレジット」または「継続振込等」の額とすると、支払区分にかかわらず同一の割引率が適用される。

別表第5 受信料額(沖縄県)(消費税込額)				
契約種別	支払区分	月額	6か月前払額	12か月前払額
地上契約	口座・クレジット	1,105円	6,300円	12,255円
	継続振込等	1,155円	6,585円	12,810円
衛星契約	口座・クレジット	2,075円	11,840円	23,030円
	継続振込等	2,125円	12,125円	23,585円

別表第6 多数契約一括支払における割引額(消費税込額)	
契約種別ごとの契約件数	契約種別ごとの全契約を対象に1件あたり減ずる月額
50件未満	衛星契約 200円
50件以上100件未満	230円
100件以上	300円

衛星契約の契約件数が97件、98件又は99件(沖縄県の区域においては、96件(12か月前払による場合に限る)、97件、98件又は99件とする。)である場合は、その契約件数を100件として受信料の額を算定する。

また、沖縄県の区域においては、衛星契約又は特別契約の契約件数の合計が10件に満たない場合で、衛星契約の契約件数が9件(12か月前払による場合で、別表第3に掲げる継続振込により支払う場合に限る。)である場合は、衛星契約の契約件数を10件として受信料の額を算定する。

別表第7 団体一括支払における割引額(消費税込額)

契約種別	割	額
衛星契約	すべての契約件数を対象に、契約件数1件あたり月額	200円

平成28年度事業計画

1 計画概説

スーパー・ハイ・ビジョンの実用化への取組や放送と通信の融合が加速するなど、メディア環境は大きく変化している。国内外が様々な課題に直面する中で、判断のよりどころとなる正確な情報を伝えるとともに、日本を正しく理解してもらうために、日本を世界に積極的に発信し、情報の社会的基盤の役割を果たしていくことが公共放送に求められている。

3か年経営計画の2年目となる平成28年度の事業運営にあたっては、公共放送の原点を堅持し、事実に基づく公平・公正で正確・迅速な報道に全力を挙げるとともに、視聴者の幅広い期待にこたえる豊かで質の高い多彩な番組の充実を図る。また、日本を世界に積極的に発信し、政治、経済、社会、文化など様々な分野で国際社会の日本への理解を促進し、日本と世界をつなげる。

スーパー・ハイ・ビジョンの実用化に向けて、8K・4Kによる制作・活用を一層推進していくとともに、インターネットを活用した新たなサービスを創造する。あわせて、人にやさしい放送・サービスを拡充する。

協会の主たる財源である受信料については、公平負担の徹底に向け、受信料制度の理解促進と業務改革を一層推進し、支払率の向上を図る。また、創造と効率を追求する最適な組織に改革し、一層効率的な経営を推進するほか、情報システム等のセキュリティを強化して情報管理・放送継続の確保を一層徹底する。

- (1) 緊急報道や番組充実のための設備及び実用化に向けたスーパー・ハイ・ビジョン設備を整備するとともに、大規模災害時等においても安定的な放送サービスを継続するための設備整備を行う。
- (2) 国内放送は、人々の命と暮らしを守るという公共放送の原点を堅持し、使命を果たすために、判断のよりどころとなる公平・公正で正確・迅速な報道に全力を挙げるとともに、東日本大震災からの復興を支援する。幅広い世代の期待にこたえる創造的な文化・教養・娛樂番組等、豊かで質の高い放送を実現するとともに、地域の特性や視聴者の関心に応じた放送サービスを充実し、日本や地域の発展に寄与する。
- (3) 常選挙やりオーディションやロオリンピック・パラリンピックに向けた番組を放送し、あわせて放送の実施に向けた準備を取り進める。
- (4) 國際放送は、自主自律の編集権を堅持し、外国人向け放送及び邦人向け放送として、正確で客観的なニュースや幅広い分野の番組を発信するなど、海外発信強化に取り組み、国際社会の日本に対する理解を促進する。
- (5) 受信料の公平負担の徹底に向けて、契約収納活動を強化するとともに、受信料制度の理解促進を行って、支払率の向上及び受信料収入への確保に努める。あわせて、効率的かつ効果的な業務運営を行う。

(5) 調査研究については、放送と通信の融合が一層進展する時代にふさわしい新たなサービスに向けた放送技術の研究開発を行うとともに、放送番組・サービスの向上に寄与する調査研究の推進により、その成果を放送に生かし、また、広く一般に公開して、放送文化の発展に資する。

(6) 給与については、給与制度改革等を進め、一層の抑制に努める。

(7) 海外において通信・放送・郵便事業を行う者等への支援を行うこと等を目的とする法人に対する出資を行う。

(8) 放送番組等を電気通信回線を通じて、有料で一般の利用に直接供する業務等については、提供番組の充実や利便性の向上を図る。

(9) 会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等については、協会業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において実施する。

(10) コンテンツ制作力の強化に向けて、NHKグループ全体で、効率的な運営を推進するとともに、多様な働き方ができる環境を整備して高度な専門性を發揮できる人材の確保・育成に努める。また、コンプライアンスを徹底するとともに、経営計画の達成に向けて目標・指標管理を強化するほか、情報システム等のセキュリティ強化や環境経営を着実に推進する。

(11) 老朽化の進む東京・渋谷の放送センターの建替えの検討と準備を進め、建設積立資産に建替えのための財源を積み立てる。

2 建設計画

建設計画については、新放送・衛星放送施設の整備に53億7,000万円、テレビジョン放送網及びラジオ放送網の整備に172億3,000万円、放送会館の整備に131億6,000万円、放送番組設備の整備に368億円、研究施設の整備等に102億4,000万円、総額828億円をもって施行する。

(1) 新放送・衛星放送施設整備計画

スーパー・ハイ・ビジョン設備の整備を行うとともに、衛星テレビジョン放送の送出設備など衛星放送設備を更新する。

これらに要する経費は、53億7,000万円である。

(2) テレビジョン放送網整備計画

テレビジョン放送の受信状況の改善のための設備を整備するとともに、老朽の著しいテレビジョン放送設備の更新等を行う。また、地震や停電等に備え、放送所の電源設備等の機能を強化する。

これらに要する経費は、88億2,000万円である。

(3) ラジオ放送網整備計画

外国電波による混信等の受信状況を改善するための中波放送局の建設及びFM放送局の建設調査を行うとともに、国際放送の放送所設備を更新するための負担や老朽の著しいラジオ放送設備の更新等を行う。また、災害に備えた中波放送局の建設を行うほか、地震や停電等に備え、放送所の電源設備等の機能を強化する。

これらに要する経費は、84億1,000万円である。

(4) 放送会館整備計画
静岡、熊本、仙台及び金沢の放送会館の整備を進めるとともに、大津、佐賀及び札幌の放送会館を整備するための諸準備等を行う。
これらに要する経費は、131億6,000万円である。

(5) 放送番組設置整備計画

緊急報道対応設備や番組の充実のための設備を整備する。また、老朽の著しい放送番組設備の更新等を行なうほか、安定的な放送サービスを継続するための設備を整備する。

(6) 研究施設、一般施設整備計画

新しい放送技術の開発のための研究設備を整備するほか、局舎設備等の整備を行う。
これらに要する経費は、66億円である。

(7) 建設管理

建設設計画の施行に共通して要する経費は、36億4,000万円である。

3 事業運営計画

(1) 国内放送

ア 番組関係

(イ) 地上テレビジョン放送

総合テレビジョンは、人々の命と暮らしを守るために正確で迅速な報道に努めることもに、日本と世界の課題に向き合い、社会が進むべき方向を探る基盤となるニュース・番組の充実を図る。また、文化、教養、娯楽番組等をバランスよく編成し、幅広い世代に支持されるチャンネルを目指す。さらに、世界水準の高品質な番組を制作するとともに、国際放送との連携を進める。放送時間は、1日24時間を基本とする。

教育テレビジョンは、幅広い世代の知的関心にこたえ、趣味・生活・教養・科学など多彩な番組を編成する。教育・福祉等の重要な課題に取り組む番組を放送するとともに、幼児・子供番組や趣味、実用番組を充実する。このほか、定時のマルチ編成を行う。放送時間は、1日20時間を基本とする。

(ロ) 衛星テレビジョン放送

B S 1は、臨場感あふれる情報チャンネルとして、国際・経済情報、スポーツ、ドキュメンタリーを中心に、世界と日本の今を伝える。リオデジャネイロオリンピック・パラリンピックを盛り上げる番組等スポーツに関連する番組を戦略的に展開するとともに、世界の課題と向き合う大型番組を開発する。このほか、マルチ編成を活用した放送を実施する。放送時間は、1日24時間を基本とする。

B S プレミアムは、本物志向の知的エンターテインメントチャンネルとして、これまでにないスケールの大型番組や他にはない個性と魅力を持つ多彩な番組を編成する。放送時間は、1日24時間を基本とする。
このほか、平成28年度から始まるスーパーハイビジョンの試験放送では、多彩で魅力ある番組を超高精細映像で提供する。

(ハ) ラジオ放送

ラジオ第1放送は、音声基幹波として、災害等の緊急時に命と暮らしを守る情報を迅速に伝えるなど、安全・安心ラジオの機能強化に引き続き取り組むとともに、地域の生活情報番組を充実・強化する。また、双方向性等のラジオならではの強みとインターネットとの連携を生かした番組や演出で幅広い世代の期待にこたえる。放送時間は、1日24時間を基本とする。

F M放送は、総合音楽波として、様々なジャンルの音楽番組や古典芸能など多様な番組を編成し、多様な聴取者の期待にこたえる。また、災害等の緊急時には、ラジオ第1放送と連携して機動的な編成を行い、地域情報波としてきめ細かなオンライン情報を提供する。放送時間は、1日24時間を基本とする。

また、ラジオ第1放送、ラジオ第2放送及びF M放送の放送番組を放送と同時にインターネットを通じて提供するとともに、新たに一部の地域放送番組を追加して提供する。

(ニ) 地域放送

地域放送は、地域に密着したニュースや情報番組、きめ細かな生活情報番組、地域の課題と向き合う番組等を編成し、地域の安全・安心と活性化に貢献する。また、地域からの全国発信を積極的に実施する。地域放送の放送時間は、総合テレビジョンで1日2時間30分、ラジオ第1放送で1日2時間30分、F M放送で1日1時間20分を基本とする。

(ホ) 補完放送

データ放送は、地上及び衛星のテレビジョン放送各波で実施し、安全・安心情報を充実するとともに、各波の特色に合わせたコンテンツを展開する。このほか、インターネットを活用したデータ放送サービスを実施する。
テレビジョン放送による聴覚障害者や高齢者向けの字幕放送については、放送時間拡大し、サービスの充実を図る。また、主として視覚障害者向けの解説放送、ステレオ放送及び2か国語放送をテレビジョン放送の一部の番組で行う。
ワンセグ(主に携帯・移動端末向けサービス)は、総合テレビジョン及び教育テレビジョンで実施し、同じ内容の番組を同時に放送することを基本とする。ワンセグのデータ放送では、地域ごとのニュース・気象情報や番組関連情報等を提供する。

<p>(4) インターネットの活用</p> <p>インターネットによるサービスについては、人々の命と暮らしを守るためのニュースや防災情報の発信を強化するとともに、深い番組理解につながるコンテンツや放送した番組等の提供、放送番組の周知を行う。</p> <p>放送と通信を連携させたハイブリッドキャストについては、常時利用できる暮らしに役立つコンテンツや、地上及び衛星のテレビジョン放送各波の番組運動コンテンツを提供する。なお、インターネットサービスは、協会の定めたインターネット実施基準に基づき公表する実施計画にのっとり実施する。</p> <p>(5) 放送番組の提供等</p> <p>放送番組の提供については、国内外の放送事業者等への提供を通じて、協会が保有する映像資産等の多角的展開を行い、多様な媒体や伝送路を活用した社会還元や海外への情報提供を行う。</p> <p>放送番組の利用については、番組の効果的な編成に合わせ、学校教育の場や生涯学習活動への利用促進を図る。</p> <p>これら番組関係に要する経費は、番組制作に2,340億6,530万5千円、番組の編成企画等に216億5,331万5千円で、総額2,557億1,862万円である。</p> <p>(6) 技術関係</p> <p>放送施設の運用維持については、良好な電波送信の安定確保に努めるとともに、設備の効率的な保守運用を図る。</p> <p>これら技術関係に要する経費は、総額653億5,812万4千円である。</p> <p>以上により、国内放送費総額は、3,210億7,674万4千円となる。</p>
<p>(7) 國際放送</p> <p>国際放送が果たすべき責務と期待される大きな役割を自覚し、ニュースや番組の海外への発信をさらに強化することで、世界で信頼される国際放送を目指す。</p> <p>外国人向けテレビジョン国際放送では、毎正時に放送している基幹ニュースを北米やアジアをより意識した内容に刷新して充実するとともに、新たに開発するインタビューや番組を大型ニュース番組と連続編成することで平日夜間を強化する。また、NHKならではの大型番組や日本各地の魅力を伝える番組等の国内放送番組を積極的に海外発信するほか、日本の産業、科学技術、観光、文化等を紹介する番組を充実する。さらに、海外における受信環境の整備を行い、簡易な設備で放送の受信が可能となる地域を拡大するとともに、ハイビジョン放送を推進する。放送時間は、1日23時間以上を基本とする。</p>
<p>(8) 調査研究</p> <p>放送技術の研究については、実用化に向けたスーパー・ハイビジョンの研究開発や普及促進を行う。また、放送と通信の連携サービス等新たなメディア環境に対応する技術の研究開発等を行</p>
<p>日本語による邦人向けテレビジョン国際放送では、ニュースを拡充し、1日5時間程度、海外の日本人が必要とする国内外の最新情報を提供する。また、大規模な自然災害や事件・事故等の緊急事態が発生した場合は、迅速に国内ニュースの同時放送を行い、的確な情報の提供に万全を期す。さらに、北米及び歐州向けの放送をそれぞれ1日5時間程度実施する。</p> <p>このほか、頻繁に向け海外の放送事業者等への放送番組の提供を行う。</p> <p>ラジオ国際放送では、日本及び世界の最新の動向や幅広い情報を伝えるニュース、番組の充実を図るとともに、短波に加え、中波やFM波など地域の特性に応じた多様な手段で伝える。放送時間は、外国人向け放送と邦人向け放送を合わせて、1日64時間30分とする。</p> <p>このほか、海外の放送事業者等への放送番組の提供を行う。</p> <p>インターネットによるサービスについては、放送との同時配信に加えて、番組の見逃しサービスを中心とするビデオオンデマンドサービスを拡充するとともに、スマートフォンやタブレット端末による視聴機能を改善するほか、多言語化を充実するなど、発信力の強化と利便性の向上を図る。</p> <p>これらに要する経費は、総額248億6,286万1千円となる。</p> <p>(9) 契約収納</p> <p>受信料の公平負担の徹底に向けて、支払率の低い大都市圏に重点を置いた対策等の契約収納活動を強化するとともに、受信料制度の理解促進を図り、支払率の向上及び受信料収入の確保に努める。あわせて、効率的かつ効果的な業務運営を行う。</p> <p>これらに要する経費は、総額589億2,154万7千円となる。</p> <p>(10) 受信対策</p> <p>良好な受信環境の確保に向けて、受信相談への対応や最新の放送技術情報の提供等、視聴者への受信サービス活動を展開する。</p> <p>これらに要する経費は、総額10億7,078万6千円となる。</p> <p>(11) 広報</p> <p>視聴者との結びつきを一層強化し、多様な意見を効率的かつ効果的に把握して、放送・サービス等の事業運営に適切に反映させる。また、公共放送や受信料制度への理解促進に向けて、多様で効果的な広報活動を推進する。</p> <p>これらに要する経費は、総額6,253万5千円となる。</p> <p>(12) 調査研究</p> <p>放送技術の研究については、実用化に向けたスーパー・ハイビジョンの研究開発や普及促進を行う。また、放送と通信の連携サービス等新たなメディア環境に対応する技術の研究開発等を行</p>

放送番組の研究については、全国個人視聴率調査等を行うとともに、コンテンツへの多様な接触を把握する評価手法の開発を進めるなど、放送・サービスの向上に寄与する調査研究を行う。

これらに要する経費は、総額102億243万3千円となる。

- (7) 給与
給与については、総額1,174億2,776万8千円とし、給与制度改革改革等により一層の抑制に努める。また、全国ネットワークを含む公共放送の役割を果たすための要具体制を構築する。
- (8) 退職手当及び福利厚生
退職手当及び福利厚生については、退職給付費の減等により、総額617億5,083万2千円となる。

(9) 共通管理

共通管理については、マイナンバー制度への対応による経費の増等により、総額132億2,396万円となる。

(10) 放送番組等有料配信業務

放送番組等を電気通信回線を通じて、有料で一般の利用に直接供するサービスについては、コンテンツの充実や利便性の向上等により、利用者の拡大を目指す。このほか、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者に、放送番組等を有料で提供する。

これらに係る収入は22億1,756万4千円、支出は22億180万4千円である。

加

(11) 受託業務等

受託業務等については、会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等を行う。

これらに係る収入は21億116万1千円、支出は18億1,511万7千円である。

(12) 創造と効率を追求する最適な組織に改革

コンテンツ制作力の強化に向けて、NHKグループ全体で、業務の抜本的な見直しと経営資源の重点的な再配置による業務体制改革を着実に推進する。

また、女性の積極登用を進め、仕事と生活の調和を実現し、多様性を尊重する働き方や組織に改革とともに、高度な専門性を發揮できる人材をNHKグループで計画的に確保し、育成する。

さらに、NHKグループ全体でコンプライアンスを徹底するとともに、放送の自主自律を堅持する。このほか、経営計画を着実に達成するため、経営指標等により公共放送としての説明責任を果たすマネジメントを徹底するとともに、情報流出防止及び放送継続を目的とした情報システム等のセキュリティ強化や放送会館の省エネルギー化等の環境にやさしい経営を推進する。

(文部科学省)

4 受信契約件数
ア 有料契約見込件数

区 分	平成28年度	平成27年度	増 減
年 度 初 頭 契 約 件 数	20,398,000	20,548,000	△ 150,000
年 度 内 新 規 契 約 件 数	1,400,000	1,440,000	△ 40,000
年 度 内 解 約 件 数	1,530,000	1,590,000	△ 60,000
年 度 内 増 加 契 約 件 数 △	130,000	150,000	20,000
年 度 未 契 約 件 数	20,268,000	20,398,000	△ 130,000

イ 受信料免除見込件数

区 分	平成28年度	平成27年度	増 減
年 度 初 頭 免 除 件 数	2,384,000	2,340,000	44,000
年 度 内 新 規 免 除 件 数	262,000	261,000	1,000
年 度 内 解 約 件 数	211,000	217,000	△ 6,000
年 度 内 増 加 免 除 件 数	51,000	44,000	7,000
年 度 未 免 除 件 数	2,435,000	2,384,000	51,000

(2) 衛星契約

ア 有料契約見込件数

区 分	平成28年度	平成27年度	増 減
年 度 初 頭 契 約 件 数	19,359,000	18,700,000	659,000
年 度 内 新 規 契 約 件 数	1,430,000	1,358,000	72,000
年 度 内 解 約 件 数	800,000	699,000	101,000
年 度 内 増 加 契 約 件 数	630,000	659,000	△ 29,000
年 度 未 契 約 件 数	19,989,000	19,359,000	630,000

イ 受信料免除見込件数

区 分	平成28年度	平成27年度	増 減
年 度 初 頭 免 除 件 数	432,000	403,000	29,000
年 度 内 新 規 免 除 件 数	90,000	90,000	0
年 度 内 解 約 件 数	74,000	61,000	13,000
年 度 内 増 加 免 除 件 数	16,000	29,000	△ 13,000
年 度 未 免 除 件 数	448,000	432,000	16,000

(3) 特別契約

有料契約総見込件数

区 分	平成 28 年度	平成 27 年度	増 減
年 度 初 頭 契 約 件 数	11,000	10,000	1,000
年 度 内 新 規 契 約 件 数	0	2,000 △	2,000
年 度 内 解 約 件 数	0	1,000 △	1,000
年 度 内 増 加 契 約 件 数	0	1,000 △	1,000
年 度 未 契 約 件 数	11,000	11,000	0

(参考 1)
有料契約見込総数

区 分	地上契約	衛星契約	特別契約	合 計
年度初頭契約件数	20,398,000	19,359,000	11,000	39,768,000
年度内増加契約件数	△ 130,000	630,000	0	500,000
年度末契約件数	20,268,000	19,989,000	11,000	40,268,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	地上契約	衛星契約	合 計
年度初頭契約件数	202,000	120,000	322,000
年度内増加契約件数	1,000	6,000	7,000
年度末契約件数	203,000	126,000	329,000

(参考 2)
支払区分別受信契約件数

(1) 地上契約

区 分	口座振替	クレジットカード等継続振込	その他	合計
年度初頭契約件数	14,388,000	2,684,000	2,493,000	833,000 20,398,000
年度内増加契約件数	△ 140,000	120,000 △ 10,000 △	100,000 △ 130,000	733,000 20,268,000
年度末契約件数	14,248,000	2,804,000	2,483,000	733,000 20,268,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	口座振替	クレジットカード等継続振込	その他	合計
年度初頭契約件数	102,000	19,000	38,000	43,000 202,000
年度内増加契約件数	4,000	4,000 △	3,000 △	4,000 1,000 203,000
年度末契約件数	106,000	23,000	35,000	39,000

(2) 衛星契約

区 分	口座振替	クレジットカード等継続振込	その他	合計
年度初頭契約件数	12,250,000	2,406,000	4,435,000	268,000 19,359,000
年度内増加契約件数	180,000	270,000	190,000 △	10,000 630,000
年度末契約件数	12,430,000	2,676,000	4,625,000	258,000 19,989,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	口座振替	クレジットカード等継続振込	その他	合計
年度初頭契約件数	68,000	15,000	30,000	7,000 120,000
年度内増加契約件数	3,000	2,000	1,000	0 6,000
年度末契約件数	71,000	17,000	31,000	7,000 126,000

(3) 特別契約

区 分	口座振替	クレジットカード等継続振込	その他	合計
年度初頭契約件数	6,000	0	5,000	11,000
年度内増加契約件数	0	0	0	0
年度末契約件数	6,000	5,000	5,000	11,000

5 要員計画

区 分	要 員 数
事 業 設 建 関 係	10,094人
合 讈	179
要員数については、31人の増員を見込んだものである。	10,273

平成28年度資金計画

1 資金計画の概要

平成28年度收支予算及び事業計画に基づく本年度の資金計画は、受信料等による入金総額8,101億3,879万8千円、事業経費、建設経費等による出金総額8,195億937万6千円をもって施行する。

2 入金の部

受信料については、受信料収入予算6,758億9,570万9千円から年度内に収納に至らないものを控除した受信料収納額6,702億6,282万円を予定する。

このほか、固定資産売却代金19億462万5千円、国際放送関係など支付金収入36億8,824万3千円、有価証券の償還473億円、受取利息その他の入金869億8,311万円を見込む。

3 出金の部

事業経費6,064億3,235万7千円、建設経費828億円、出資2億円、有価証券の購入650億円、納付消費税その他の出金650億7,701万9千円を合わせ出金額は、総額8,195億937万6千円である。

(参考) 資金の需要及び調達の四半期別見込は、下表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合 計
1 前期末資金有高	65,769,800	81,310,963	61,393,272	77,978,706	—
2 入 金	237,295,579	173,845,971	231,324,241	167,673,007	810,138,798
受 信 料	202,673,177	135,830,664	193,083,475	138,675,504	670,262,820
固定資産売却代金	91,010	1,369,337	428,064	16,214	1,904,625
交 付 金 収 入	1,655	1,901,925	6,376	1,778,287	3,688,243
有 価 証 券 償 還	5,800,000	17,700,000	16,800,000	7,000,000	47,300,000
受取利息その他の入金	28,729,737	17,044,045	21,006,326	20,203,002	86,983,110
3 出 事 業 経 費	221,754,416	193,763,662	214,738,807	189,252,491	819,509,376
建 設 経 費	169,143,198	149,774,838	154,849,191	132,665,130	606,432,357
出 有 価 証 券 購 入	26,504,016	9,671,376	18,603,223	28,021,385	82,800,000
納付消費税その他の出金	200,000	—	—	200,000	—
4 期 末 資 金 有 高	9,500,000	17,500,000	25,500,000	12,500,000	65,000,000
	16,407,202	16,817,448	15,786,393	16,065,976	65,077,019
	81,310,963	61,393,272	77,978,706	56,399,222	—

日本放送協会平成28年度收支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見
放送法(昭和25年法律第132号)第70条第2項の規定に基づき、日本放送協会平成28年度收支予算、事業計画及び資金計画に付する意見は次のとおりである。

平成28年2月

総務大臣

日本放送協会平成28年度收支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見
日本放送協会(以下「協会」という。)は、公共の福祉のため、あまねく日本全国において受信できるようになつて、かつ、良い放送番組を放送する等、放送法で定められている業務を着実に遂行することを通じて、公共放送としての社会的使命を果たしていくことが求められている。

また、情報通信技術の急速な発展を背景に国民・視聴者のニーズや視聴環境が大きく変化する中で、公共放送として、それらの変化に着実に対応し、日本経済の成長や豊かな国民生活の実現に貢献することが必要となっている。

このような状況下にあって、協会の平成28年度收支予算、事業計画及び資金計画(以下「收支予算等」という。)については、国民・視聴者の信頼と多様な要望に応える質の高い番組の提供、国際放送の充実等による海外情報発信の強化、我が国の経済成長の牽引力として期待される4K・8K等の先導的なサービスの推進、インターネットを活用した新たなサービスの創造、大規模災害等に備えた公共放送の機能の強化及び受信料負担の公平性の確保に向けて取り組むこととしており、おおむね妥当なものと認められる。

しかし、平成27年度において、事実に基づかず、自らの番組基準に抵触した放送が行われたことが明らかになつたこと及び協会の子会社における不祥事が相次いで発覚したことは、国民・視聴者の協会に対する信頼を大きく損なうものであり、国民・視聴者の負担する受信料に支えられている公共放送としての社会的責任に鑑み、憂慮すべきことである。

特に子会社の不祥事については、これまで数次の改革や制度改正を経て、協会自身が調査委員会を設ける等してコンプライアンスの徹底に取り組んだにもかかわらず、平成27年度においても出張旅費の不正受領、工事費の不正受領といった事案が発生しており、ガバナンスを含め、子会社の在り方そのものをゼロベースで見直すことが急務である。

したがつて、平成28年度收支予算等の実施に当たつて、協会がこの事態を厳粛に受け止め、子会社を含むグループ全体としての協会の改革に組織を挙げて迅速に取り組むことが強く求められる。

また、協会は自らの経営が国民・視聴者の受信料によつて支えられているとの認識を新たにし、業務の合理化・効率化に向けたため改善の努力を行うとともに、国民・視聴者に対する説明責任を果たしていくことが必要である。

こうした認識の下、特に下記の点について配意すべきである。

- 1 国内放送番組の充実
- 放送番組の編集に当たつては、公共放送としての社会的使命を認識し、国民の生命と財産を守る正確で迅速な報道の確保や国民・視聴者の信頼と多様な要望に応える質の高い番組の提供等を行ふとともに、我が国の文化の向上に寄与すること。

- 国民各層の中で意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにするなど、放送法の趣旨を十分に踏まえ、正確かつ公正な報道に対する国民・視聴者の負託に的確に応えること。
- 平成26年5月14日の「クローズアップ現代」において、事実に基づかず、自らの番組基準による行政指導を踏まえ、再発防止を行ったことに關し、平成27年4月28日付で行われた総務大臣による行政指導を踏まえ、様々な機会において放送番組に対する国民・視聴者の声に十分に耳を傾けつつ、国民・視聴者の信頼回復に努めること。
- 地方の創生の觀点から、地域の関係者と連携することにより、地方の魅力の紹介及び地域経済の活性化に寄与するコンテンツの一層の充実及び国内外に向けた積極的な発信に努めること。
- 字幕・解説放送等について、「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」(平成24年10月2日)を踏まえ、緊急放送時の字幕放送の実施などの一層の充実を図ること。
- 2 國際放送の充実等による総合的な海外情報発信の強化
- 現在、我が国の重要な政策及び国際問題に対する公的見解並びに我が国の経済・社会・地域及び文化の動向や実情を正しく伝えることがこれまで以上に重要になっていることを踏まえ、我が国に対する正しい認識・理解・関心を培い、普及させるとともに、国際交流・親善の増進、経済交流の発展、地方の創生の推進等に資するよう国際放送のより一層の充実・強化を図ること。
- 特に、テレビ国際放送の「NHKワールドTV」については、引き続き、「NHK海外情報発信強化に関する検討会 中間報告」(平成27年1月30日)を参考に、協会の国際放送子会社の強化や海外事業者との連携を通じた効果的な実施体制の確立、多言語化の取組も含めたインターネットの適切な活用、国内外の受信環境の一層の整備等の取組を、世界各地のニーズや視聴実態をよく把握しつつ効果的かつ積極的に推進すること。その際、これらの取組の成果となる認知度等について、世界の国際放送の中で協会の占める位置が分かるような具体的な指標を設定の上、PDCAサイクルを強化するよう努めること。
- 訪日外国人観光客の増加や日本各地の產品、先端技術・サービス等への海外需要の拡大、そして地方の創生等に貢献し、経済成長や国際社会における我が国のプレゼンス向上に資するため、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構の活用も含めた放送コンテンツの戦略的かつ積極的な海外展開等を通じ、海外情報発信の総合的な強化に努めること。
- 3 4K・8K放送及びインターネット活用業務の積極的推進
- 4K・8K放送について、平成28年(2016年)に実施予定のBSによる試験放送に必要な技術実証を進めるとともに、国民・視聴者に対する周知広報、他の放送事業者による再放送やパブリックビューイング等を含めた視聴機会の拡大などの実用放送への円滑な移行に向けた取組を進めるここと。また、平成30年(2018年)に実施予定のBSによる実用放送の開始に向けて、早期かつ円滑な普及に向けた取組を積極的に実施するとともに、他の放送事業者、受信機メーカーなど関連事業者と連携しつつ、視聴可能受信機やサービス内容に関する情報提供を国民・視聴者に対して適切に行うなど、その普及促進について公放としての先導的役割を果すこと。
- 4 子会社改革の推進
- 子会社については、「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)以降の累次の指摘、それらを踏まえた子会社の整理・統合やガバナンスの強化等にもかかわらずなお不祥事が生じていることに鑑み、子会社の在り方そのものをゼロベースで見直す改革を早急に実施すること。
- 実施に当たっては、次の点に十分留意すること。
- ・ 子会社の業務範囲の適正化
 - ・ 子会社における適正な経営及びコンプライアンスの確保
 - ・ 協会と子会社との取引における透明性・適正性の確保
 - ・ 子会社の利益剰余金の協会への適正な還元
- 5 経営改革の推進
- 子会社を含むグループ全体におけるガバナンスの強化とコンプライアンスの徹底に向け、経営委員会及び監査委員会が更にその機能を發揮することができるよう、必要な情報提供を適時適切に行うこと。
- 協会の経営が国民・視聴者の負担する受信料に支えられていることを十分に自覚し、コスト意識を持つて業務の合理化・効率化に努めること。
- 女性職員の採用及び役員(経営委員を除く。以下同じ。)・管理職への登用を積極的に拡大することともに、特に女性職員の役員・管理職への登用拡大については、「独立行政法人等における女性の登用推進について」(平成26年3月28日)を踏まえ、女性の活躍に向けた取組を更に加速させること。
- 協会の経営は国民・視聴者の受信料によって支えられていることから、経営・業務に係る情報公開の推進、調達に係る取引の透明化・経費削減等、従来指摘してきた事項についても、引き続き取組の徹底を図ること。

平成二十八年三月三十一日 参議

放送法第七十条第一項の規定に基づき、承認を求めるの件

投票者氏名

6 受信料の公平負担に向けた取組

- 受信料の公平負担に向けて、TENHAKYU経営計画2015～2017年度に掲げる平成29年度末の支払率80%を達成できるよう、未契約者及び未払者対策を着実に実施すること。
 - 上記の対策についての現状分析と課題の整理を十分に行うとともに、受信料の公平負担の確保に必要な施策等について検討すること。

新放送センター整備

- 新放送センターの整備については、建設基本計画がまとまった場合には、その経費が受信料により賄われることを十分認識し、国民・視聴者の理解が得られるよう、説明を尽くすこと。また、機能の地方分散についても積極的に検討すること。

○ 東日本大震災からの復興への貢献と公共放送の機能の強化

○ 東日本大震災から5年を経る中、震災被害の風化を防ぐ観点からも、復興状況を伝えるニュースや番組の充実等を通じて、引き続き、被災地の復興への取組を支援すること。また、福島原発事故に関連して引き続き必要となる受信環境整備等について適切に取り組むこと。

○ 緊急報道対応設備の整備等を通じて、引き続き、首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害に備えた公共放送の機能の強化を図ること。

豊田	鶴保	庸介君
中川	中西	健治君
中原	二之湯	俊郎君
西田	西原	雅治君
野村	八一君	昌司君
長谷川	長谷川	智智君
橋本	堀井	哲郎君
福岡	藤川	岳君
聖子君	政人君	資磨君
巖君	松下	昇治君
丸山	舞立	新平君
和也君	松山	敏宗君
三原じゅん子君	柳本	洋一君
森	宮沢	政司君
まさこ君	水落	卓治君
山下	敏宗君	和也君
吉川ゆうみ君	柳本	三原じゅん子君
若林	山田	丸山
健太君	山本	和也君
渡邊	吉川ゆうみ君	三原じゅん子君
美樹君	山本	丸山
相原久美子君	吉川ゆうみ君	和也君
石上	吉川ゆうみ君	三原じゅん子君
小川	俊雄君	丸山
儀崎	敏夫君	和也君
尾立	源幸君	三原じゅん子君
大島九州男君	哲史君	丸山
江田	五月君	和也君

大野	元裕君	北澤	俊美君	神本	美恵子君
風間	直樹君	小西	洋之君	小見山	幸治君
直樹君	洋之君	櫻井	充君	櫻井	幸治君
津田弥太郎君	那谷屋正義君	津田弥太郎君	那谷屋正義君	津田弥太郎君	那谷屋正義君
郡君	行博君	郡君	行博君	郡君	行博君
西村まさみ君	羽田雄一郎君	西村まさみ君	羽田雄一郎君	西村まさみ君	羽田雄一郎君
喜史君	喜史君	喜史君	喜史君	喜史君	喜史君
廣田	健三君	藤末	祐司君	牧山ひろえ君	水岡
一君	一君	前川	司君	二君	俊一君
		清成君			
		柳澤			
		吉川			
		森本			
		秋野			
		石川			
		河野			
		杉			
		谷合			
新妻	秀規君	久武君	博崇君	公造君	義博君
山本	香苗君	克夫君	昌良君	柳澤	吉川
横山	信一君	正明君	義博君	真治君	俊一君
井上	哲士君				

市田	忠義君	博司君	山本	謙維君	若松	市田	川田	龍平君	芝	博一君	彰君	金子	敏幸君	洋一君	加藤
寺田	直紀君	典城君	寺田	直嶋	野田	難波	野田	國義君	白林	眞熟君	獎二君	國義君	白林	眞熟君	寺田
田中	直紀君	正行君	田中	直嶋	寺田	難波	寺田	典城君	福山	久美子君	哲郎君	藤田	幸久君	久美子君	田中
田中	直紀君	正行君	田中	直嶋	寺田	難波	寺田	典城君	福山	勇一君	武志君	前田	增子	輝彦君	田中
寺田	直嶋	正行君	寺田	直嶋	寺田	難波	寺田	典城君	福山	賢一君	安井美沙子君	真山	前田	增子	寺田
寺田	直嶋	正行君	寺田	直嶋	寺田	難波	寺田	典城君	福山	竹谷とし子君	竹谷	長沢	広明君	西田	寺田
寺田	直嶋	正行君	寺田	直嶋	寺田	難波	寺田	典城君	福山	佐々木さやか君	佐々木さやか君	西田	実仁君	平木	寺田
寺田	直嶋	正行君	寺田	直嶋	寺田	難波	寺田	典城君	福山	大作君	大作君	山口	那津男君	山口	寺田

官 報 (号 外)

平成二十八年三月三十一日 参議院会議録第十七号 投票者氏名

平成二十八年三月三十一日

參議院會議錄第十七號

投票者氏名

(内閣提出、衆議院送付)

○名	渡辺美知太郎君
○氏名	糸数
○姓	荒井
○名	廣幸君
○姓	軒石
○名	慶子君
○姓	脇
○名	東君
○姓	雅史君
○名	成文君
○姓	松沢
○名	邦子君
○姓	行田
○名	達男君
○姓	平野

○名

二二三

世耕弘成君	田中茂君	伊達忠一君	閑口昌一君
高階恵美子君	高橋克法君	澣波宏文君	柘植芳文君
鶴保庸介君	中川俊郎君	豊田雅治君	中西健治君
高橋克法君	中原八一君	二之湯智君	中西長峯
澣波宏文君	西田昌司君	野村哲郎君	中曾根弘文君
柘植芳文君	長谷川昌司君	福岡資麿君	中西祐介君
高階恵美子君	橋本聖子君	藤川嚴君	高野光二郎君
鶴保庸介君	長谷川岳君	福岡昇治君	二之湯武史君
高橋克法君	橋本嚴君	松下新平君	野上浩太郎君
澣波宏文君	丸山和也君	松山政司君	馬場成志君
柘植芳文君	三原じゅん子君	丸川祥史君	羽生田芳正君
高階恵美子君	柳本敏栄君	三木亨君	藤井基之君
鶴保庸介君	宮沢洋一君	松村珠代君	古川俊治君
高橋克法君	山下まさこ君	牧野たかお君	堀内恒夫君
澣波宏文君	山田雄平君	松村祥史君	馬場成志君
柘植芳文君	山本卓治君	丸川祥史君	羽生田芳正君
高階恵美子君	吉川ゆうみ君	三木亨君	藤井基之君
鶴保庸介君	山本一太君	三宅伸吾君	古川俊治君
高橋克法君	渡邊健太君	溝手顯正君	堀内恒夫君
澣波宏文君	若林美樹君	周司君	馬場成志君
柘植芳文君	吉川ゆうみ君	宮本宏君	羽生田芳正君
高階恵美子君	吉川ゆうみ君	山崎力君	藤井基之君
鶴保庸介君	吉川ゆうみ君	山谷えり子君	古川俊治君
高橋克法君	吉川ゆうみ君	順三君	堀内恒夫君
澣波宏文君	吉川ゆうみ君	博美君	馬場成志君
柘植芳文君	吉川ゆうみ君	修路君	羽生田芳正君
高階恵美子君	吉川ゆうみ君	君	藤井基之君
鶴保庸介君	吉川ゆうみ君	君	古川俊治君
高橋克法君	吉川ゆうみ君	君	堀内恒夫君
澣波宏文君	吉川ゆうみ君	君	馬場成志君
柘植芳文君	吉川ゆうみ君	君	羽生田芳正君
高階恵美子君	吉川ゆうみ君	君	藤井基之君
鶴保庸介君	吉川ゆうみ君	君	古川俊治君
高橋克法君	吉川ゆうみ君	君	堀内恒夫君
澣波宏文君	吉川ゆうみ君	君	馬場成志君
柘植芳文君	吉川ゆうみ君	君	羽生田芳正君

江崎	石橋	小川	小野	大久保	通宏君
佐々木さやか君	佐谷とし子君	竹谷一郎君	魚住裕	長沢 広明君	孝君
佐藤敏幸君	金子洋一君	川田龍平君	郡司彰君	次郎君	勝也君
斎藤芝	寺田直嶋	田中直紀君	嘉隆君	正夫君	耕平君
榛葉賀津也君	野田難波	典城君	博一君	博一君	敏幸君
林白	田中直紀君	國義君	正行君	正行君	敏幸君
福山	藤田真山	久美子君	眞熟君	眞熟君	敏幸君
前田	前田武志君	幸久君	哲郎君	哲郎君	敏幸君
柳田	柳田增子	輝彦君	二君	二君	敏幸君
蓮	安井美沙子君	賢一君	嘉隆君	嘉隆君	敏幸君
荒木	水野	水野	寺田	寺田	敏幸君
筋君	筋君	筋君	芝	芝	敏幸君
舫君	清寛君	清寛君	斎藤	斎藤	敏幸君

新妻	秀規君	平木	実仁君
浜田	昌良君	大作君	山口那津男君
矢倉	克夫君	若松	山本 博司君
横山	信一君	謙維君	江口 克彦君
東	徹君	儀間	光男君
片山虎之助君	中山 恭子君	藤巻 健史君	山野 正志君
清水 貴之君	和田 政宗君	浜田 和幸君	中野
室井 邦彦君	松田 公太君	アントニオ猪木君	江口
中山	山田 太郎君	山口 和之君	若松
谷 亮子君	渡辺美知太郎君	主濱 了君	秀規君
平野 達男君	平野	行田 邦子君	山口那津男君
脇 輿石	東君	荒井 広幸君	浜田
糸数 雅史君	福島みづほ君	薬師寺みちよ君	昌良君
吉田 忠智君	仁比 智子君	山下 芳生君	克夫君
慶子君	福島みづほ君	辰巳孝太郎君	信一君
青木 一彦君	田村 明子君	又市 征治君	徹君
赤石 清美君	倉林 紙	山本 太郎君	片山虎之助君
阿達 雅志君	井上 哲士君	市田 忠義君	清水 貴之君
青木 一彦君	紙 智子君	吉良 よし子君	室井 邦彦君
赤池 誠章君	倉林	小池 晃君	谷 亮子君
有村 治子君	福島みづほ君	山下 芳生君	平野 達男君
二三八名	吉田 忠智君	辰巳孝太郎君	脇 輿石
	慶子君	又市 征治君	糸数 雅史君
		山本 太郎君	

官 報 (号 外)

平成二十八年三月三十一日

參議院會議錄第十七号

投票者氏名

井上	義行君	石井	石井	昌宏君
				正弘君
岸	宏一君	大沼久二郎君	宇都	陽輔君
北村	経夫君	岡田	尾辻	茂樹君
小坂	憲次君	太田	房江君	隆史君
島村	大君	岡田	広君	
島尻安伊子君				
島村	世耕	上月	秀久君	
田中	茂君	佐藤	良祐君	
高階恵美子君	弘成君	信秋君	酒井	
高橋	克法君	庸行君		
鶴保	芳文君			
滝波	宏文君			
豊田	俊郎君			
中原	八一君			
二之湯	智君			
西田	昌司君			
野村	哲郎君			

井原 浩郎君 巧君
石井 みどり君
磯崎 光英君
猪口 邦子君
岩城 上野 通子君
上野 岩城 仁彦君
衛藤 猪口
大家 敏志君
大野 通子君
岡田 大野 泰正君
片山さつき君
岡田 衛藤
木村 大家
北川イッセイ君
小泉 直樹君
木村 義雄君
鴻池 岡田
佐藤 大野
古賀友一郎君
島田 木村
片山さつき君
山東 佐藤
高野光二郎君
伊達 佐藤
島田 木村
未松 伊達
関口 佐藤
島田 木村
高野光二郎君
伊達 忠一君
島田 木村
求君 伊達
滝沢 木村
武見 島田
塚田 武見
當故 塚田
中曾根弘文君
中西 祐介君
羽生田 俊君
二之湯 武史君
野上浩太郎君
羽生田 俊君

長谷川	橋本	藤川	福岡
岳君	聖子君	政人君	資麿君
舞立	嚴君	新平君	昇治君
堀井	敏栄君	松山	司政君
松下	水落	丸山	和也君
新平君	宮沢	三原じゅん子君	三原じゅん子君
	洋一君	まさこ君	まさこ君
	柳本	森	柳本
	卓治君	雄平君	卓治君
	山下	山田	山下
	俊男君	俊男君	吉川ゆうみ君
	一太君	一太君	吉川ゆうみ君
	若林	吉川ゆうみ君	吉川ゆうみ君
	健太君	健太君	吉川ゆうみ君
	渡邊	渡邊	吉川ゆうみ君
	美樹君	美樹君	吉川ゆうみ君
	相原久美子君	相原久美子君	吉川ゆうみ君
	石上	石上	吉川ゆうみ君
	俊雄君	俊雄君	吉川ゆうみ君
	磯崎	哲史君	吉川ゆうみ君
	源幸君	源幸君	吉川ゆうみ君
	尾立	尾立	吉川ゆうみ君
	大島九州男君	大島九州男君	吉川ゆうみ君
	小川	小川	吉川ゆうみ君
	敏夫君	敏夫君	吉川ゆうみ君
	風間	直樹君	吉川ゆうみ君
	大野	元裕君	吉川ゆうみ君
	北澤	俊美君	吉川ゆうみ君
	小西	洋之君	吉川ゆうみ君
	櫻井	俊美君	吉川ゆうみ君
	柴田	充君	吉川ゆうみ君
	巧君		吉川ゆうみ君

田城	津田弥太郎君	那谷屋正義君	長浜	博行君
西村まさみ君				
羽田雄一郎君			喜史君	
広田	一君			
藤末	健三君			
藤本	祐司君			
前川	清成君			
牧山ひろえ君				
水岡	俊一君			
柳澤	光美君			
森本	真治君			
吉川	沙織君			
秋野	公造君			
石川	博崇君			
河野	義博君			
杉				
谷合				
新妻				
浜田				
矢倉				
横山				
山本				
田村				
倉林				
紙				
井上				
仁比				
東				
片山虎之助君				
邦彦君				
清水貴之君				
室井				
智子君				
聰平君				
徹君				

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

反対者氏名

四

名	中山和田松田山田又市主瀬山本太郎君渡辺美知太郎君平野達男君行田邦子君松沢成文君	恭子君政宗君公太君征治君了君太郎君了君太郎君了君太郎君了君
メ	メリカ合衆国との 第六条に基づく 合衆国軍隊の地 の新たな特別 力合衆国との間の るの件(衆議院送	ア達雅志君青木一彦君赤石清美君井上義行君石井準一君石井正弘君石田昌宏君岩井陽輔君宇都磯崎隆史君江島潔君尾辻秀久君太田房江君
大沼みづほ君		
太田房江君		

浜田 和幸君
山口 和之君
福島みづほ君
吉田 忠智君
谷 亮子君
薬師等みちよ君
荒井 広幸君
糸数 慶子君
輿石 東君
脇 雅史君
愛知 治郎君
赤池 誠章君
有村 治子君
井原 巧君
石井 浩郎君
磯崎 仁彦君
岩城 邦子君
上野 光英君
衛藤 通子君
大家 晟一君
大野 泰正君
岡田 直樹君

平成二十八年三月三十一日

參議院會議錄第十七号

投票者氏名

片山さつき君	木村 義雄君	北川イッセイ君
小泉 昭男君	古賀友一郎君	佐藤 正久君
鴻池 祥肇君	山東 昭子君	島田 三郎君
末松 信介君	伊達 忠一君	高野光二郎君
滝沢 求君	武見 敬三君	高野光二郎君
塚田 一郎君	茂君	滝沢 求君
堂故	祐介君	武見 敬三君
中泉 松司君	誠君	塚田 一郎君
中曾根弘文君	中西 長峯	中曾根弘文君
二之湯武史君	中西 長峯	中曾根弘文君
野上浩太郎君	羽生田 俊君	二之湯武史君
馬場 成志君	芳正君	野上浩太郎君
藤井 基之君	芳正君	馬場 成志君
古川 俊治君	堀内 恒夫君	藤井 基之君
牧野たかお君	伸吾君	古川 俊治君
松村 祥史君	珠代君	牧野たかお君
丸川 亨君	顕正君	松村 祥史君
三宅 伸吾君	顕正君	丸川 亨君
溝手 顕正君		三宅 伸吾君

宮沢	洋一君	森	まさこ君
柳本	卓治君	柳本	まさこ君
山下	雄平君	若林	健太君
山田	俊男君	渡邊	美樹君
山本	一太君	相原久美子君	吉川ゆうみ君
江田	五月君	石上	俊雄君
小川	敏夫君	磯崎	哲史君
大野	元裕君	江田	五月君
北澤	俊美君	小川	敏夫君
風間	直樹君	大島	九州男君
尾立	源幸君	田城	郁君
神本	美恵子君	津田	弥太郎君
小見山	幸治君	那谷屋	正義君
櫻井	充君	長浜	博行君
柴田	巧君	西村	まさみ君
田城	郁君	羽田	雄一郎君
小西	洋之君	浜野	喜史君
北澤	俊美君	広田	一君
藤末	健三君	藤本	祐司君
前川	清成君		

宮本	周司君
森屋	宏君
山崎	力君
山田	修路君
山谷	えり子君
日本	順三君
吉田	博美君
渡辺	猛之君
足立	信也君
有田	芳生君
小川	通宏君
江崎	石橋
大塚	耕平君
加藤	敏幸君
大久保	勉君
芝	次郎君
斎藤	勝也君
小林	孝君
川田	洋一君
郡司	通宏君
龍平君	芳生君
彰君	通宏君
博一君	芳生君
櫻葉賀津也君	芳生君
嘉隆君	芳生君
正夫君	芳生君
直紀君	芳生君
典城君	芳生君
正行君	芳生君
國義君	芳生君
眞勲君	芳生君
獎二君	芳生君
哲郎君	芳生君
久美子君	芳生君
林	芳生君
白	芳生君
難波	芳生君
野田	芳生君
直嶋	芳生君
寺田	芳生君
田中	芳生君
前田	芳生君
真山	芳生君
藤田	芳生君
福山	芳生君
武志君	芳生君
勇一君	芳生君
幸久君	芳生君

反対者氏名

市田 忠義君
吉良よし子君
小池 晃君
辰巳孝太郎君
山下 芳生君

市田	忠義君	水野	輝彦君
吉良	よし子君	安井	美沙子君
小池	晃君	柳田	稔君
辰巳	孝太郎君	蓮	舫君
山下	芳生君	荒木	清寛君
		佐々木	さやか君
		竹谷	とし子君
		魚住	裕一郎君
		長沢	広明君
		西田	寒仁君
		平木	大作君
		山口	那津男君
		山本	博司君
		藤巻	健史君
		若松	謙維君
		江口	克彦君
		浜田	和幸君
		山口	和之君
		アント二	猪木君
		行田	了君
		薬師寺	みちよ君
		荒井	広幸君
		邦子	君
		松沢	成文君

る法律案(大)

久保勉君外七名発議

六九

平成二十八年度における公債の発行の特例に関する

福島みづほ君
吉田忠智君
糸数慶子君

又市
山本
征治君
太郎君

吉田	忠智君	福島みずほ君
糸数	慶子君	度における公 久保勉君外七々
足立	信也君	石橋
有田	芳生君	江崎
大久保	通宏君	小川
勉君	孝君	小野
大塚	耕平君	次郎君
加藤	敏也君	大久保
金子	洋一君	勉君
川田	龍平君	大塚
郡司	彰君	加藤
小林	正夫君	金子
斎藤	博一君	川田
芝	嘉隆君	郡司
櫻葉賀津也君	典城君	小林
田中	直紀君	斎藤
寺田	直嶋	芝
直嶋	正行君	櫻葉賀津也君
難波	二君	田中
野田	国義君	寺田
藤田	眞知君	直嶋
真山	久美子君	難波
前田	哲郎君	野田
增子	輝彦君	藤田
武志君	勇一君	真山

行の特例に關する	又市 征治	山本 太郎
相原久美子	石上 俊雄	磯崎 哲史
大島九州男爵	江田 五月君	小川 敏夫
北澤俊美	大野 元裕	尾立 源幸
小西洋之君	風間直樹	神本美恵子
小見山幸治君	北澤俊美	北澤俊美
櫻井充	柴田洋之君	大島
田城郁	津田弥太郎	九州
那谷屋正義君	西村まさみ	男爵
長浜博行君	羽田雄一郎君	大野敏夫
浜野喜史君	前川清成君	尾立源幸
広田一君	藤本健三君	大島
藤末祐司君	藤本祐司君	久美子
牧山ひろえ君	水岡俊一君	大島

官 報 (号 外)

平成二十八年三月三十一日

參議院會議錄第十七号

投票者氏名

水野 賢一君	安井 美沙子君	柳田 稔君	蓮 谷	輿石 平野	島村 世耕	島尻 安弘君	伊達 大茂君	伊達 信秋君	伊達 育行君	伊達 良祐君	伊達 憲次君	北村 経夫君	岸 宏一君	金子原 一郎君	太田 房江君	岡田 広君	大坂 上月	北村 岸	岡田 太田	江島 尾辻	宇都 陽輔君	岩井 茂樹君	石田 昌宏君	石井 準一君	石井 義行君	赤石 清美君	井上 阿達	青木 一彦君	磯崎 雅志君	柳田 達男君	蓮 亮子君	谷 紗織君	柳澤 光美君	吉川 太郎君	森本 真治君
水野 賢一君	安井 美沙子君	柳田 稔君	蓮 谷	輿石 平野	島村 世耕	島尻 安弘君	伊達 大茂君	伊達 信秋君	伊達 育行君	伊達 良祐君	伊達 憲次君	北村 経夫君	岸 宏一君	金子原 一郎君	太田 房江君	岡田 広君	大坂 上月	北村 岸	岡田 太田	江島 尾辻	宇都 陽輔君	岩井 茂樹君	石田 昌宏君	石井 準一君	石井 義行君	赤石 清美君	井上 阿達	青木 一彦君	磯崎 雅志君	柳田 達男君	蓮 亮子君	谷 紗織君	柳澤 光美君	吉川 太郎君	森本 真治君
水野 賢一君	安井 美沙子君	柳田 稔君	蓮 谷	輿石 平野	島村 世耕	島尻 安弘君	伊達 大茂君	伊達 信秋君	伊達 育行君	伊達 良祐君	伊達 憲次君	北村 経夫君	岸 宏一君	金子原 一郎君	太田 房江君	岡田 広君	大坂 上月	北村 岸	岡田 太田	江島 尾辻	宇都 陽輔君	岩井 茂樹君	石田 昌宏君	石井 準一君	石井 義行君	赤石 清美君	井上 阿達	青木 一彦君	磯崎 雅志君	柳田 達男君	蓮 亮子君	谷 紗織君	柳澤 光美君	吉川 太郎君	森本 真治君
水野 賢一君	安井 美沙子君	柳田 稔君	蓮 谷	輿石 平野	島村 世耕	島尻 安弘君	伊達 大茂君	伊達 信秋君	伊達 育行君	伊達 良祐君	伊達 憲次君	北村 経夫君	岸 宏一君	金子原 一郎君	太田 房江君	岡田 広君	大坂 上月	北村 岸	岡田 太田	江島 尾辻	宇都 陽輔君	岩井 茂樹君	石田 昌宏君	石井 準一君	石井 義行君	赤石 清美君	井上 阿達	青木 一彦君	磯崎 雅志君	柳田 達男君	蓮 亮子君	谷 紗織君	柳澤 光美君	吉川 太郎君	森本 真治君
水野 賢一君	安井 美沙子君	柳田 稔君	蓮 谷	輿石 平野	島村 世耕	島尻 安弘君	伊達 大茂君	伊達 信秋君	伊達 育行君	伊達 良祐君	伊達 憲次君	北村 経夫君	岸 宏一君	金子原 一郎君	太田 房江君	岡田 広君	大坂 上月	北村 岸	岡田 太田	江島 尾辻	宇都 陽輔君	岩井 茂樹君	石田 昌宏君	石井 準一君	石井 義行君	赤石 清美君	井上 阿達	青木 一彦君	磯崎 雅志君	柳田 達男君	蓮 亮子君	谷 紗織君	柳澤 光美君	吉川 太郎君	森本 真治君

東日本大震災からの復興のための施策を実施するに
ために必要な財源の確保に関する特別措置法及び
財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の
発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案
(内閣提出衆議院送付)

石井	正弘君	準一君
石田	昌宏君	
磯崎	陽輔君	
岩井	茂樹君	
宇都	隆史君	
江島	潔君	
尾辻	秀久君	
大沼	みずは君	
みづは君		
太田	房江君	
岡田	廣君	
北村	経夫君	
岸	宏一君	
金子原二郎君		
上月	信秋君	
佐藤	憲次君	
小坂	良祐君	
酒井	庸行君	
島村	伊予君	
田中	大君	
世耕	茂君	
高階	恵美子君	
豊田	克法君	
鶴保	宏文君	
柘植	芳文君	
滝波	庸介君	
高橋	俊郎君	
中川	雅治君	
中原	健治君	
西田	八一君	
野村	哲郎君	
長谷川	昌司君	
二之湯	智君	

石井	浩郎君	磯崎	みどり君
岩城	邦子君	上野	通子君
衛藤	敏志君	大野	泰正君
岡田	直樹君	岡田	片山さつき君
大家	義雄君	木村	北川イツセイ君
小泉	昭男君	佐藤	小泉
山東	昭子君	鴻池	古賀友一郎君
島田	三郎君	佐藤	正久君
未松	信介君	武見	敬三君
関口	昌一君	塚田	一郎君
伊達	忠二君	堂故	茂君
高野光二郎君	求君	中泉	松司君
滝沢		中曾根弘文君	中西祐介君
武見		二之湯武史君	野上浩太郎君
塚田		長峯誠君	羽生田俊君
堂故		馬場成志君	

橋本	福岡	藤川	堀井	舞立	巖君	資麿君	聖子君
松山	新平君	松下	政司君	昇治君			
丸山	和也君	三原	じゅん子君	敏栄君			
水落	洋一君	宮沢	まさこ君	卓治君			
森	山下	柳本	山下	雄平君			
山田	俊男君	山本	吉川	ゆうみ君			
山本	一大君	若林	健太君	清寛君			
吉川	吉川	荒木	渡邊	美樹君			
吉川	吉川	魚住裕	一郎君				
吉川	吉川	佐々木さやか君	竹谷	とし子君			
長沢	長沢	西田	平木	大作君			
西田	西田	山本	山口	那津男君			
平木	平木	山本	博司君	謙維君			
山本	山本	儀間	克彦君	光男君			
藤巻	藤巻	若松	正志君	健史君			
中野	中野	江口	和幸君				
浜田	浜田						

足立	有田	石橋	通宏君	芳生君	信也君
小川	江崎	次郎君	孝子		
小野	大久保	勉君			
大塚	加藤	敏幸君			
川田	金子	洋一君			
郡司	川田	龍平君	耕平君		
小林	斎藤	嘉隆君	芝	博一君	
直嶋	難波	正行君	櫻葉賀津也君		
寺田	野田	典城君	真美子君		
田中	白林	直紀君	眞勲君		
田中	久美子君	義邦君	哲郎君		
前田	藤田	福山	武志君	輝彦君	
真山			勇一君	幸久君	
增子				安井美沙子君	
水野					邦子君
賢一君					雅史君

柳澤	光美君	成文君	松沢
森本	真治君	達男君	平野
牧山	ひゑえ君		
水岡	俊一君		
前川	清成君		
藤末	健三君		
藤本	祐司君		
浜野	喜史君		
西村	まさみ君		
羽田	雄一郎君		
長浜	博行君		
那谷屋	正義君		
津田	弥太郎君		
田城	郁君		
櫻井	充君		
柴田	巧君		
北澤	俊美君		
小西	洋之君		
小見山	幸治君		
神本	美恵子君		
北澤	直樹君		
大野	元裕君		
尾立	源幸君		
大島	九州男君		
江田	五月君		
小川	敏夫君		
石上	俊雄君		
磯崎	哲史君		
相原	久美子君		
八五名			

柳田 蓮 市田 忠義君 稔君
小池 晃君
市田 吉良よし子君
辰巳孝太郎君
山下 芳生君
松田 公太君
山田 太郎君
又市 征治君
主濱 了君
山本 太郎君
輿石 東君

阿達 雅志君
青木 一彦君
赤石 清美君
井上 義行君
石井 正弘君
岩井 隆史君
磯崎 昌宏君
石井 茂樹君
陽輔君
尾辻 秀久君
瀬君
宇都 隆史君
江島 房江君
岡田 広君
大沼みづほ君
太田 宏一君
岸 岸宏一君
北村 経夫君
金子原二郎君

吉川	沙織君	井上	哲士君
倉林	智子君	紙	明子君
田村	智子君	仁比	アンドニオ猪木君
山口	和之君	福島みづほ君	聰平君
吉田	忠智君	谷	亮子君
系数	慶子君		

一五二名

つき、承認を求

上月	小坂	憲次君
佐藤	良祐君	信秋君
酒井	庸行君	島尻安伊子君
島村	大君	伊達
関口	昌一君	忠一君
滝沢	求君	高野光二郎君
武見	敬三君	塚田
中泉	一郎君	堂故
松司君	茂君	中曾根弘文君
長峯	誠君	祐介君
馬場	成志君	二之湯 武史君
藤井	芳正君	野上浩太郎君
林	基之君	中西
牧野	俊君	西
松村	祥史君	長峯
丸川	珠代君	馬場
三木	亨君	藤井
三宅	伸吾君	林
溝手	顕正君	牧野
宮本	司君	松村
山田	修路君	丸川
森屋	宏君	三木
山崎	力君	三宅

古賀友一郎君	鴻池
祥鑒君	佐藤
正久君	島田
昭子君	三郎君
弘成君	田中
茂君	高階
惠美子君	高橋
克法君	滝波
宏文君	柘植
芳文君	鶴保
俊郎君	中原
雅治君	中西
健治君	西田
八一君	二之湯
智君	長谷川
昌司君	野村
哲郎君	福岡
資麿君	橋本
政人君	藤川
巖君	堀井
昇治君	松下
新平君	松山
政司君	丸山
和也君	三原じゅん子君
敏栄君	水落
洋一君	宮沢
まさこ君	森
卓治君	柳本
雄平君	山下
俊男君	山田

官 報 (号 外)

平成二十八年三月三十一日

參議院會議錄第十七號

投票者氏名

〔参考〕

官 報 (号 外)

平成二十八年三月三十日 参議院会議録第十七号

第明治三十五年三月三十一日
種郵便物認可日

發行所
二東京都一 番五番五 行港五 区虎ノ門一 四四門三 四五丁目
獨立行政 法人國立印 刷局
電話
03 (3587) 4294
定価
本冊一部 (本体 三三六円 税込)